曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事

図　面　リ　ス　ト

図面番号	図　面　名　称	縮　尺	図面番号	図　面　名　称	縮　尺
A-01	表紙、図面リスト	NO SCALE	A-20	２階平面図（トレース）	1/300
A-02	特記仕様書　ー　建築工事（　１　）	NO SCALE	A-21	３階平面図（トレース）	1/300
A-03	特記仕様書　ー　建築工事（　２　）	NO SCALE	A-22	スノコ等平面図（トレース）	1/300
A-04	特記仕様書　ー　建築工事（　３　）	NO SCALE	A-23	東側・西側立面図（トレース）	NO SCALE
A-05	特記仕様書　ー　建築工事（　４　）	NO SCALE	A-24	南側・北側立面図（トレース）	NO SCALE
A-06	特記仕様書　ー　建築工事（　５　）	NO SCALE			
A-07	設計概要書・外部仕上表	NO SCALE	E-01	電気設備　特記仕様書	NO SCALE
A-08	配置図,附近見取図	1/500	E-02	電気設備　１階平面図	1/200
A-09	敷地面積求積図	1/500	E-03	電気設備　平面詳細図	1/50
A-10	改修前　求積図・面積表（コミュニティーセンター）	1/300			
A-11	求積図・面積表（農業構造改善センター）	1/300	M-01	空調設備　特記仕様書	NO SCALE
A-12	改修後　求積図・面積表（コミュニティーセンター）	1/300	M-02	空調設備　平面詳細図	1/50
A-13	改修前　１階平面図	1/200			
A-14	改修後　１階平面図	1/200			
A-15	改修後　西側・北側立面図	NO SCALE			
A-16	平面詳細図・部分詳細図	1/50・1/30			
A-17	建具キープラン・建具表・耐火構造標準図	図示			
A-18	太鼓棚詳細図	1/50			
A-19	１階平面図（トレース）	1/300			

訂　正	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

〈県知事登録〉第　1-25-229　号　TEL(0986) 72-2182(代)　FAX(0986) 72-2185
（有）　永吉建築設計事務所
管理建築士　１級建築士〈大臣登録〉第８４５７５号　永吉　正

製作年月日	工事名称		設計番号	図面番号
	曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事			
担当	図面内容	縮尺	整理番号	
	表紙、図面リスト	NO.SCALE		A-01

建　築　工　事　特　記　仕　様　書

1. 共通仕様
　(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下、「標仕」という。）による。
2. 標準仕様書のうち必要として特記する事項と，その他必要として特記する事項を特記事項とする。
3. 特記仕様
　(1) 項目は、番号に ○ 印の付いたものを適用する。
　(2) 特記事項は、 ⊙ 印の付いたものを適用する。
　　⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　　⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
　(3) 特記事項に記載の（　　　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　(4) 特記事項に記載の（別　　　）は「各部配筋参考図」の当該項目を示す。
　(5) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。
　(6) G 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の特定調達品目を示す。
4. 前金払
　契約金額100万円以上の工事にあっては，契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の4を越えない範囲内に限り前払金の支払を請求することができる。
5. 中間前金払か部分払かの選択
　契約金額100万円以上の工事にあっては，契約に当たり中間前払金又は部分払を選択することができる。
6. 中間前金払
　契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の2を越えない範囲内に限り7の全ての要件を満たす場合に中間前払金の支払を請求することができる。
7. 中間前金払の要件
　(1) 工期の2分の１を経過していること。
　(2) 工程表により工期の2分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
　(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の２分の１以上の額に相当するものであること。
8. 部分払
　前払金を支払ったものについては工期中2回まで，前払金の支払がされていないものは工期中3回までとする。
9. 火災保険
　契約締結後速やかに火災保険に加入し，保険期間は工期後21日とする。
10. 県産資材の優先使用
　(1) 工事に使用する資材については，県内で産出，生産製造されたもの（以下「県産資材」という）の優先使用をすることとし，さらに，県産資材以外の資材等についても，県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
　(2) 前項で定めた県産資材等を使用しない場合は，　材料承認願の提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督員に提出すること。
11. 下請工事における管内（市内）建設業者の優先使用
　(1) 工事の一部を下請に付する場合は曽於市に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
　(2) 前項で定めた建設業者を活用しない場合は，施工計画書等の提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督員に提出すること。
12. 配置技術者等の途中交代
　(1) 技術者等の途中交代が認められる場合としては，主任技術者又は監理技術者の死亡，傷病，または退職者等，真にやむを得ない場合のほか，下記に該当する場合である。
　　①　受注者の責務によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し，工期が延長された場合
　　②　工事製作を含む工事であって，工事から現地へ工事の現場が移行する時点
　　③　大規模な工事で一つの契約工期が多数年に及ぶ場合
　(2) 上記１のいずれの場合であっても，請負者と発注者が協議し，工事継続性，品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。
13. 電子納品
　(1) 本工事は，電子納品対象工事であり，電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは，「鹿児島県電子納品ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ　（平成25年3月）：（以下，「ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
　(2) ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R)で正本1部，副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については，事前協議を行い決定するものとする。
　(3) 電子成果品を提出する際は，鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い，エラーが無いことを確認した後，ウィルス対策を実施した上で提出すること。
14. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置
　曽於市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において，暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は，断固としてこれを拒否するとともに，その旨を遅滞なく市（発注者）及び警察に通報すること。
　市工事等において，暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は，市（発注者）と協議を行うこと。
15. ダンプトラック等による過積載等の防止について
　(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
　(2) 過積載を行っている資材納入業者から，資材を購入しないこと。
　(3) 資材等の過積載を防止するため，資材の購入等に当たっては，資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
　(4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが，工事現場に出入りすることがないようにすること。
　(5)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み，法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進すること。
　(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては，交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
　(7) (1)から(6)のことにつき，下請契約における受注者を指導すること。
16. 下請け契約に関する請負代金内訳書及び支払い状況等の確認
　請負者は，建設工事の下請契約の請負代金の総額が３，０００万円（建築一式工事は４，５００万円）以上となる場合は，施工体制台帳の作成及び提出と併せて，契約額が５００万円以上となる下請者並びに再下請者に関する「請負代金内訳書」を取りまとめ，監督職員に提出するものとする。（施工体制点検「様式-１」に基づく。）
　また，発注者が実施する施工体制点検の現場確認時には，現場が稼働中にある契約額５００万円以上の下請（再下請）業者の主任技術者に対し，施工状況が契約書どおりであるか，さらに点検時点迄において，契約書どおりの支払いが履行されたか等について，適宜，聞き取りを実施するものとする。（施工体制点検「様式-２」に基づく。）

章	項目	特記事項

① 一般共通事項

① 適用基準等
・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修　平成22年版）
・工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・建築鉄骨設計基準及び同解説　（平成10年版）
・構内舗装・排水設計基準　（平成13年版）
・擁壁設計標準図　（平成12年版）

② 工事実績情報の登録
※適用する　(1.1.4)
対象工事　※工事請負金額　500万円以上　・（　　　）

③ 品質計画
・建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。　(1.2.2)
　※風速（Vo=　　　）
　※地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ）
　・積雪区分　建告示第1455号　別表（　）
適用工種
　・ＡＬＣパネル　・押出成形セメント板　・外壁石張　・長尺金属板葺き　・折板葺
　・スレート波板葺　・（　　　）

4 電気保安技術者
工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。　(1.3.3)
・要　・不要

5 条件明示項目
標準仕様書(1.3.5)以外の施工条件　(1.3.5)
・図示　・工事補足説明事項

⑥ 発生材の処理等
・引渡しを要するもの（　　　）　(1.3.8)
引渡し場所　※構内　・（　　　）
再生資源化を図るもの又は廃棄するもの　・有　・無

分類	受入れ施設名	受入れ場所	搬出距離
・ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊			
・ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊			

上記に示す受入れ施設は参考であり，実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。
・建設廃棄物処理計画書の作成
・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成
本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、

⑦ 建築材料等
ＪＩＳ及びＪＡＳマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとする。
（1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること
（2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
（3）安定的な供給が可能であること
（4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
（5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
（6）販売、保守等の営業体制が整えられていること

① 一般共通事項（続き）

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（（社）公共建築協会　他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。
※工事に使用する材料は，ｱｽﾍﾞｽﾄを含有しないもの（含有率0.1%以下）とする。

⑧ 化学物質を放散する建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。
１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
５）１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。
規制対象外
　①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品
　②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
　③下記表示のあるJAS規格品
　　ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用
　　ｂ．接着剤等不使用
　　ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
　　ｄ．ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
　　ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
　　ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
第三種
　①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品
　②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品
　③旧ＪＩＳのＥｏ規格品
　④旧ＪＡＳのＦｃｏ規格品

⑨ 特別な材料の工法
標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

⑩ 一級技能士
下記により適用する技能士については，適用する工事作業中，１名以上の者が自ら作業をするとともに，他の技能者に対して，施工品質の向上を図るための作業指導を行う。　(1.5.2)

適用工事種別	技能検定の職種
鉄筋工事	⊙鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
コンクリート工事	⊙型枠施工
鉄骨工事	
ブロック・ALCパネル工事	・ブロック建築　・ALCパネル施工
防水工事	・アスファルト防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塗膜防水工事作業　⊙シーリング防水工事作業
石工事	・石材施工（石張り施工）
タイル工事	・タイル張り
木工事	・建築大工
屋根及びとい工事	・建築板金（内外装板金作業）
金属工事	・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）
左官工事	⊙左官
建具工事	⊙サッシ施工　・ガラス施工　・自動ドア施工
カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工　・サッシ施工　・ガラス施工
塗装工事	⊙塗装（建築塗装作業）
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業　・表装（壁装作業）
植栽工事	・造園
畳工事	・畳製作

11 化学物質の濃度測定
施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設については，パラジクロロベンゼンを加えた６物質）の濃度を測定し、報告すること。　(1.5.9)
測定はパッシブ型採取機器により行う。
着工前の測定　・行う
測定対象室　・図示　・
測定箇所数　・図示　・
※結果が良好でなかった場合には，監督職員と協議し対策を行うこと。

⑫ 完成図等
※作成する　・作成しない　(1.7.1～3)（表1.7.1）
※当該建物の取得する完成図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
※完成図
　完成図の種類　※表1.7.1による他，矩計図，面積表，構造図及び植栽図（　　）
　完成図の様式等　※1.7.2(b)(1)による他，ＣＡＤデータ及びマイラーベースA4版完成図様式ごとの必要図面，納品形式及び納品部数は下記による。
　・陽画複写図製本（・A1　・A2　・A3）完成図全て（二つ折り製本）
　　部数　※ 3部　・（　）部
　・マイラーベース（アセテート系）完成図全て
　　部数　※ 1部　・（　）部
　・CD-ROM（・SXF(sfc)形式　・DWG形式　・DXF形式　・jww形式　・PDF形式
　　・（　　形式））完成図全て
・施工計画書　提出部数　※1部　・（　）部
・施工図　工事完成後は監督職員の指示する施工図の原図及び陽画複写図を監督員に提出する。
　提出部数　※１部　・（　）部
　ＣＡＤデータ　・提出する（完成図と同じデータ形式）　・提出しない
・保全に関する資料
　※管理者のための建築物保全の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に必要事項を記入のうえ提出する。
　　提出部数　※1部　・（　）部
　・保全管理マニュアルの作成，提出（スットクマネジメント技術検討委員会報告「施設保全マニュアル」による）
　　提出部数　印刷物　※3部　・（　）部
　　　　　　　電子媒体　※3部　・（　）部

⑬ 完成写真等
撮影箇所及び方法については，「工事写真の取り方建築編（改訂第2版）」による。
下記のものを監督職員に提出する。ただし、原版は撮影業者の保管とする。

区分	分類	規格	部数	備考
着工前	※ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ ・カメラ	全景：ｷｬﾋﾞﾈｻｲｽﾞ 部分：ｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ	※１部 ・( )部	
工事中（検査状況）	※ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ ・カメラ	ｶﾗｰｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ	※１部 ・( )部	
完成時（出来形時）	※ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ ・カメラ	全景：ｷｬﾋﾞﾈｻｲｽﾞ 部分：ｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ	※３部 ・( )部	外観4面/棟　内部全状況
実態調査用	※ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ	ｶﾗｰｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ	※２部	外観4面/棟
電子データ	・完成時写真　・工事中写真　・着工前写真			

100*125以上の原板を使う場合には，監督職員にあらかじめべた焼きを提出し確認を受ける。
電子データは，RBG（フルカラー），JPEG形式最高画質とし，CD-ROMにて提出する。
撮影業者　※監督職員の承諾する撮影者　・監督職員の承諾する撮影業者

⑭ 設備工事との取合い
設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

⑮ 設計ＧＬ
※図示による。　・現地地盤の平均高さとし，監督職員の指示による。

⑯ 既存部分等への措置
工事施工に際し，既存部分を汚染又は損傷した場合は監督職員に報告するとともに承認を受けて現状に準じて補修する。

⑰ 騒音振動の防止
低騒音型，低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する。
適用工事（土，地業，ｺﾝｸﾘｰﾄ，舗装，植栽，とりこわし等）

18 部分使用
この工事については，部分使用は　・有　・無

19 中間検査
この工事については，中間検査を　・行う　・行わない
行う場合は，工事の進捗率が概ね50%に達した時期又は，躯体工事中（基礎地中梁，中間階及び最上階配筋完了時，鉄骨建方完了時）及び内装工事等施工中を検査の目安とし，工事受注者は検査の希望日を監督職員と協議の上，発注者に申し出ること。

20 白蟻防除工事
この工事については，平成１５年７月制定「防除施工標準仕様書」による。（以下，「防除」という）
この項目に記載の（防　　）内表示番号は，防除の当該項目を示す。
※使用薬剤は，社団法人日本しろあり対策協会認定薬剤のうち，非有機リン系薬剤とする。
※工事施工者は，原則として社団法人しろあり対策協会登録施工業者とする。
※土壌処理
　処理の適用区分　※行う　・行わない　（防Ⅰ.2）
　処理の方法　※帯状散布法，面状散布法の一つ又はその組み合わせによって行う。　（防Ⅰ.3.(1)）
・木材処理
　処理の適用区分　※行う　・行わない　（防Ⅰ.2）
　処理の方法　※吹付け処理法，塗布処理法の一つ又はその組み合わせによって行う。　（防Ⅰ.3.(2)）
※処理の箇所
　・木造の場合
　　※Ⅰ.4.(2)①～⑥及び⑧に規定する箇所
　　・陸梁，合掌，小屋梁，間仕切，桁，火打梁などと敷桁又は軒桁との仕口面
　　・２階梁，火打梁と胴差との仕口面
　・木造以外の場合
　　※Ⅰ.4.(2)⑦に規定する箇所
　　・２以上の階の床面より１m以内にある木部でコンクリート，石，レンガに接する面
※保証書及び期間
　白蟻防除工事について，下記事項を記載した５年保証書を提出すること。なお，保証書については元請業者と白蟻防除工事施工業者と連帯とする。
　(ｱ)工事名称　(ｲ)建物の所在地　(ｳ)建物の構造･用途･面積　(ｴ)白蟻防除工事の施工面積　(ｵ)防除処理別並びに使用薬剤名,製造者名,施行年月日　(ｶ)登録施工業者会員名簿　(ｷ)施行した防除士の氏名及び登録番号･取得年月日･登録年月日　(ｸ)保証期間
※工事施工にあたり，社団法人しろあり対策協会平成１５年８月制定「しろあり防除施工における安全管理基準を遵守すること

21 鹿児島県ﾄﾗｲｱﾙ発注制度の製品等
製品名（　　　）

② 仮設工事

1 監督職員事務所
監督職員事務所の規模規　・10㎡　・20㎡　・35㎡　・65㎡　・100㎡　(2.3.1)
仕上げの程度は現場説明書による

② 工事用水
構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）　(2.3.1)

③ 工事用電力
構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）　(2.3.1)

④ 現場表示板
規格　※下図による　・監督職員の承諾による
材質　※県産杉板　・監督職員の承諾による

市ｼﾝﾎﾞﾙﾏｰｸ　150*150程度
工　事　名　　　　　工　事
発注者
設計者
監理者
施工者
工　期　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
900
1800

※設置位置は，監督職員との協議による。また，取付けは，強風に対し安全な工法とする。

③ 土工事

① 埋戻し及び盛土
種別　※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　(3.2.3)（表3.2.1）

2 建設発生土の処理
・建設汚泥から再生した処理土 G
・構外搬出適正処理　(3.2.5)
　・受け入れ場所（　　　）
　・搬出距離（　　）km
　※搬出調書等を提出する。
・構内指示の場所にたい積
・構内指示の場所に敷き均し

④ 地業工事

1 既製コンクリート杭地業
種類　(4.3.1～2)

杭の種類	杭径（mm）	杭長（m）	継手数	セット数	備考
・遠心力高強度ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ杭（PHC）					※JIS規格品 ※A種　・B種　・C種

杭頭の処理　※切断しない　・　(4.3.7)
先端部形状　※開放形　・閉そく平たん形　(4.3.2)
杭の継手　建築基準法に基づく指定又は認定を受けた継手を使用してもよい。　(4.3.6)
杭の工法　(4.3.3～5)
・打込杭工法
　※プレボーリング併用打撃工法
　　プレボーリングの掘削深さ及び径　深さ（　）m　径（　）
　　杭打機　※油圧パイルハンマー　・（　　　）

④ 地業工事（続き）

　長期設計支持力（　　）KN/本
　推定支持力の算定方法は，共仕4.3.3(3)，(4.3.1式)による。
・セメンミルク工法
　※ドロップハンマー　・（　　　）
　杭先端部形状　※閉そく形
・特定埋込杭工法
建築基準法に基づく国土交通省大臣の認定を受けた受けた工法で，長期許容支持力が下式を満足する工法

$$Ra = 1/3\ \{25\overline{N}Ap + (1/5\overline{N}sLs + 1/2\overline{q}uLc)\ \psi\}$$

　杭先端部形状　※認定条件による
杭の精度
　水平方向の位置ずれ　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
　杭の傾斜　・1/100以内　・

2 場所打ちコンクリート杭地業
コンクリートの種別及び設計基準強度　(4.5.3)（表4.5.1）
（　）種かつ（　）N/mm 以上
鉄筋の種類　5章鉄筋工事の鉄筋の種類による　(4.5.3)
堀削工法　・アースドリル工法（・安定液使用　・無水堀削）　(4.5.4)
　・リバース工法
　・オールケーシング工法（孔内の水張　・行う　・行わない）
　・場所打ち鋼管コンクリート杭工法　(4.5.5)
　・拡底杭工法（※安定液使用　・　）
孔壁測定　・行う（　　　）　・行わない　(4.5.4)
セメントの種類　6章コンクリート工事のセメントの種類による
杭の精度
　水平方向の位置ずれ　・100mm以下　・
　杭の傾斜　・1/100以内　・

3 試験杭
杭の本数　※最初の１本　・（　　）
杭の種類　※本杭と同じ　・（　　）
杭の寸法　長さ(m)　※本杭と同じ　・（　　）
　　　　　断面寸法　※本杭と同じ　・（　　）
参考長期設計地耐力　（　）KN/㎡

4 杭の載荷試験
試験の種類　・鉛直載荷試験　・水平載荷試験
位　置　※図示による
載荷荷重　※（　）t

5 地盤の地耐力試験
参考長期設計地耐力　（　）KN/㎡
・平板載荷試験　図示の（　）箇所　試験深さ　設計GLより（　）m
　試験対象土質（　　）　最大荷重（　）t
・スウェーデン式サウンディング試験
　図示の（　）箇所　試験深さ　設計GLより（　）m
　試験対象土質（　　）
・（　　　）

⑥ 砂利地業
※再生クラッシャラン　・切込み砂利及び切込み砕石　(4.6.3)

7 床下防湿層
施工箇所　※建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）　(4.6.5)

8 捨てｺﾝｸﾘｰﾄ
厚さ　※50mm　・（　）mm

⑤ 鉄筋工事

① 鉄筋の種類
(5.2.1)（表5.2.1）

種類の記号	呼び名（mm）
・SD295A	※D16以下　・
・SD345	※D19以上　・

② 鉄筋の継手
呼び名19mm以上の柱、梁の主筋　※ガス圧接　⊙重ね継手　(5.3.4)
　・重ね継手（・ 40d　・ 表5.3.2（保有水平耐力計算））
　・特殊な継手（・機械式継手　・溶接継手）
耐力壁の鉄筋　※重ね継手　・
その他の鉄筋（　）　※重ね継手　・
継手位置　※図示による　・

3 梁主筋の定着
・ 40d　・ 表5.3.4（保有水平耐力計算又はH23国交告432）

④ 鉄筋の最小かぶり厚さ
最小かぶり厚さは目地底から算定する。　(5.3.5)
・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所	標仕表5.3.6の値に加える寸法（mm）
・柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打放し面	※10　・
	・

※柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は，表5.3.6によるほか，経の1.5倍以上確保すること。

5 既製コンクリート杭の杭頭補強
※図示　・　(5.3.1)

6 最上階柱頭補強
※行う　・行わない　(別2.1)

7 帯筋
※H形（□は除く）　(別2.2)

8 壁開口部の補強
一般壁　・A形　※B形　・図示　(別4.4)（別表4.3～4）

9 梁貫通孔の補強形式
耐震壁　※図示
※H形　・MH形　・M形　(別7.1)（別表7.1～3）

10 機械吊上げ用フック
※図示

11 圧接完了後の試験
※超音波探傷試験　・引張試験　(5.4.9)

12 土間スラブ打継ぎ補強
※入れる　・入れない　（(別図　図5.11)
補強箇所　※S型背筋のスラブ　・（　　　）

13 土間コンクリート補強
※入れる　・入れない　(別図　図5.11)
補強箇所　※土間コンクリート　・犬走り　・（　　　）

⑥ コンクリート工事

① 設計基準強度
(6.1.4)

設計基準強度Ｆｃ（N/㎟）	種別	⊙18	※21	・24	
・普通コンクリート	部位	土間	躯体		
・軽量コンクリート ・１種　・２種	部位				
	部位				

② レディーミクストコンクリートの類別
※Ⅰ類　・Ⅱ類　(6.1.5)（6.4.1～2）（表6.1.1）

③ スランプ
工作物のスランプ　15又は18cm　(6.2.3)

④ セメントの種類
※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種　(6.3.2)（6.13.2）（6.16.2）（表6.3.1）
・高炉セメントＢ種　（・　　）
普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

訂正	
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	

〈県知事登録〉第　1-25-229　号
TEL(0986) 72-2182(代)
FAX(0986) 72-2185
（有）　永吉建築設計事務所
管理建築士　1級建築士〈大臣登録〉第84575号　永吉　正

製作年月日	工事名称	設計番号	図面番号
	曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事		A-02
担当	図面内容：特記仕様書（1）　縮尺：NO.SCALE	整理番号	

⑥ コンクリート工事（続き）

水和熱	7d	352J/g以下
	28d	402J/g以下

⑤ 骨材の種類
アルカリシリカ反応による区分 (6.3.3) (6.5.4)
※A　・B（※コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m³ 以下）

⑥ 混和材料
※混和剤　・混和材 (6.3.5) (6.4.8)

⑦ 気乾単位容積質量
※2.3t/m³ 程度　・（　　）(6.2.2) (6.11.3)

8 無筋コンクリート
設計基準強度　※18N/mm²　スランプ（cm）　※15または18 (6.14.1) (6.14.3)
適用箇所は6.14.1による。ただし6.14.1の他は下記による。

発注強度	適用箇所
18N/mm²	

9 コンクリート躯体表面の処理
外装タイル後張り面の躯体表面の処理
MCR工法を行う場合は、せき板面にMCR工法用気泡ポリエチレンシート張りとし、仕上がり面凹凸状態とする。高圧水洗工法の目荒しを行う場合は、水圧50N/mm²以上かつ、2.5分/m²以上とし、施工計画書を監督に提出し承諾を受ける。また、目荒しの状態は、事前に監督職員に承諾を受ける。
※施工範囲は図示による。

⑩ 打放し仕上げの種類 (6.2.5) (表6.2.3)

種別	
・A種	
・B種	防水立上がり，防水押さえコンクリートの立上がり
・C種	見え掛かりの床版

⑪ 構造体強度補正値
各地区生コン組合気温表 (6.4.5) (表6.4.1)
暑中コンクリート強度構造体強度補正値　※6N/mm²　・（　　）(6.8.2)

12 ひび割れ誘発目地 打継目地
目地寸法　・(9.6.3) による　・図示による（　　）(6.6.3) (6.9.2) (9.6.3)
間隔、位置、形状　・図示による（　　）　・（　　）

13 打増し厚さ
・打放し仕上げ（仕上げ塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む）の打増し厚さ (6.9.2)
外部に面する部分　・20mm　・（　　）
内部に面する部分　・（　　）
・外壁タイル張りで，MCR工法又は目荒らし（高圧水洗）工法を行う場合は外部側に20mmの打増しを行う

⑭ 型枠
せき板の材料　※合板　・（　　）
せき板の厚さ　※12mm　・（　　）
断熱材の兼用　・行う　適用箇所（　　）　・行わない
スリーブの材種　※標仕6.9.3(i)(2)及び表6.9.1による　・

15 床型枠用鋼製デッキプレート
建築技術評価「鉄筋コンクリート建築物等における床型枠用鋼製デッキプレートの開発」において評価を取得したものまたは，評価名簿によるもの。(6.9.3)

⑦ 鉄骨工事

① 鉄骨の製作工場
製作工場の加工能力 (7.1.3)
・監督職員の承諾する製作工場
・「溶接作業判定基準」に適合する製作を行う製作工場のうち，下記条件を満足する製作工場とする。
イ）契約電力　（　　）以上
ロ）建築士　一級（　）名以上２級（　）名以上
ハ）WES8103　一級（　）名以上２級（　）名以上
ニ）NDIUT　Ⅲ種（　）名以上Ⅱ種（　）名以上
ホ）万能試験機　50t以上（　）台以上
ヘ）超音波探傷機又は放射線透過試験装置　（　）台以上
※省エネ化等合理的な理由がある場合，契約電力についてはイ）の80%以上で可とする。
ハ）のWES8103は，鉄骨製作管理技術者の１・２級と読替え可とする。
ニ）のⅢ種は「鉄骨超音波検査技術者」と読替え可とする。
※建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた（株）日本鉄骨評価センター又は（社）全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「（M）グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場。
入熱、パス間温度の溶接条件
適用箇所　・図示　・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部
鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件
※図示　・

2 施工管理技術者
適用　・する　・しない (7.1.3～4) (7.6.2) (7.12.2)

3 鋼材
鋼材の材質 (7.2.1) (7.2.10) (表7.2.1)

種類の記号	使用箇所	規格等
		※JIS規格による
		※JIS規格による
		※JIS規格による
		※JIS規格による
		※JIS規格による

4 スカラップ
改良型スカラップ（建築鉄骨設計基準　別図3．11）

5 エンドタブ
鋼製エンドタブ
切断する個所（　　）

⑥ 高力ボルト
※トルシア形高力ボルト　・JIS形高力ボルト　・溶融亜鉛めっき高力ボルト (7.2.2) (7.12.4)

⑦ 溶接材料
※JIS規格による（表7.4.2）　・（　　）(7.2.5)

8 溶接部の試験
AOQL　※4.0%　・2.5% (7.6.11)
検査水準　※第6水準　・図示 (7.6.11) (表7.6.2)

試験の種別	試験箇所	試験方法
※超音波探傷試験	完全溶込み溶接部	※標仕7.6.11（b）による ・図示
・放射線試験		
・マクロ試験		

9 耐火被覆 (7.9.2～6)

種別		所要性能及び適用構造部位
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
・耐火板張り		
・耐火材巻付け		

10 アンカーボルトの保持及び埋込み工法
・構造用アンカーボルト　（※図示　・　）
・建方用アンカーボルト　（・A種　※B種　・C種）(7.10.3) (表7.10.1)

11 柱底均しモルタル工法
※A種　・B種 (7.2.9) (7.10.3) (表7.10.2)
無収縮モルタル

⑦ 鉄骨工事（続き）

混和材	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
セメント	JIS R 5210（ポルトランドセメント）による普通または早強ポルトランドセメントとする。
砂	製造所の仕様による。
配合比	

無収縮モルタルの品質及び試験方法

コンシステンシー	Jロートによる流下時間 練混ぜ完了から3分以内の値は　8±2秒
ブリージング	練り混ぜ2時間後のブリージング率　：　2.0%以下
凝結時間	凝結開始時間　1時間以上 終結時間　10時間以内
無収縮性	材齢7日　収縮しないこと
圧縮強度	材齢3日　25.0N/mm²以上 材齢28日　45.0N/mm²以上
付着強度	材齢28日　3.0N/mm²以上
塩化物量	0.30kg/m³以下
試験方法	1）日本道路公団規格（JHS）「無収縮モルタル品質管理試験方法」312-1992による。 2）塩化物量は、JIS A 5308「レディミクストコンクリート」付属書5（規定）「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。

12 溶融亜鉛めっき工法 (7.12.3) (表14.2.2)

亜鉛めっきの種別	材料	適用部位
A種	最低板厚6mm以上の形鋼、鋼板　(HDZ55)	
B種	最低板厚3.2mm以上、6mm未満の形鋼、鋼板　(HDZ45)	
C種	普通ボルト、アンカーボルト 最低板厚1.6mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板　(HDZ35)	

13 アンカーボルト
素地ごしらえは、JIS H 9124溶融亜鉛めっき作業指針による。
・構造用ボルト（材質　※SNR400　・SS400　・　）(7.2.4)
・建方用ボルト（材質　・SNR400　※SS400　・　）

14 ターンバックル
・ターンバックル胴の種類　※割枠式　・（　　）(7.2.6)
・ターンバックルボルトの種類　※羽子板ボルト　・（　　）

15 デッキプレート
材料、形状および寸法　・図示による　・（　　）(7.2.7)

16 錆止め塗料
種別　※表18.3.1による (7.8.1)

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

1 補強コンクリートブロック造
※空洞ブロック16　・空洞ブロック16－W (8.2.2)
厚さ　・120　※150
種類　※表8.3.1による

2 コンクリートブロック帳壁及び塀
※標仕表8.3.1及び下表による (8.3.2)

適用箇所			厚さ（mm）
・間仕切壁　・地下二重壁　・外壁			・
・塀	高さ	2m以下	・120
		2mを超える	・150
・衛生配管用裏積みブロック			・100 ・

工法　コンクリートブロック積帳壁の積高さは，壁厚の25倍かつ3，500以内とし，その他の部分は，同厚の鉄筋コンクリート造垂壁とする。

3 ALCパネル (8.4.2～7) (表8.4.2～4)

種類	単位荷重（N/m²）	厚さ（mm）	取付け工法種別
・外壁パネル	・1180　・1960	※100　・	・A種　・B種　・C種
・間仕切壁パネル		※100　・	・B種　・C種　・D種　・E種
・屋根パネル	・980	※100　・	※標仕8.4.5による
・床パネル	・2350　・3530	・100　・150	

・床パネルの耐火性能（・1時間　・2時間）
※製造所評価名簿による

4 押出成形セメント板（ECP）(8.5.2～5) (表8.5.1～3)

種類	表面形状		厚さ（mm）	幅（mm）	工法種別
・外壁パネル	※F	・F－R			・A種 ・B種
	・D	・D－R			
	・T	・T－R			
・間仕切パネル	※F	・F－R			・B種 ・C種
	・D	・D－R			
	・T	・T－R			

耐火性能　・有り（　　）
・無し
※製造所評価名簿による

⑨ 防水工事

1 アスファルト防水 (9.2.2～3) (表9.2.3～8)

種別	施工箇所
※AI－2	
・A－2	
・D－2	
・BI－2	床型枠用鋼製デッキプレートを使用したコンクリートスラブ

種類　JIS K 2207 による防水工事用アスファルト3種 (9.2.2)
断熱工法の断熱材　材質（　　）　厚さ（　　）(9.2.2)
ただし、特定フロンを含まないもの。
立上り部の保護
・乾式保護材　製造所評価名簿による (9.2.5)
・押出成形セメント板（厚さ　15mm）
・セメントれんが
・現場打ちコンクリート
・（　　）
脱気装置（D-1，D-2工法の場合）　※製造所評価名簿による　・（　）箇所　場所は図示

2 改質アスファルトシート防水
施工標識　※監督員の指示する位置に取り付ける (9.3.2～4) (表9.3.1)

種別	・AS－1　・AS－2	厚さ	（　　）
施工箇所			

仕上塗料塗り　※カラー　・シルバー

⑨ 防水工事（続き）

3 合成高分子系ルーフィングシート防水 (9.4.2～3) (表9.4.1)

種別	厚さ（mm）	施工箇所	仕上げ塗料塗り	使用分類
・S－F1	※1.2　・		・シルバー	※非歩行
・S－F2	※2.0　・		・カラー	・軽歩行
・S－M1	※1.5　・			
・S－M2	※1.5　・			
・S－M3	※1.2　・			

4 塗膜防水 (9.5.2～3) (表9.5.1～2)

種別	施工個所	備考
・X－1		仕上げ塗料塗り
・X－2		・シルバー
		・カラー
・Y－1	地下外壁防水	Y－2工法の保護層
・Y－2		※設けない　・設ける

脱気装置
・設ける　材質（　　）　設置数量（　　m²当たり1箇所）

⑤ シーリング
下表以外は、標仕表9.6.1による (9.6.2) (表9.6.1)
２面接着とする範囲　※「金属と金属」及び「金属とガラス」　・（　　）(9.6.4)
接着性試験　※簡易接着性試験　・引張接着性試験（部位　　）(9.6.5)

6 保証書及び期間
防水工事の施工については，10年保証を提出すること。なお，保証書は元請業者と施工業者の連帯とする。（シーリングを除く）

10 石工事

1 清掃
屋内床用汚れ防止及びつや出しワックス　※使用する　・使用しない (10.1.5)

2 壁及び特殊部位の石張り
・花こう岩 (10.2.1) (10.7.2～3)
石の品質　※1等品　・（　　）(表10.2.1) (表10.2.2)

施工箇所	産地・種別・名称	厚さ	仕上の種類	工法
				・乾式　・湿式
				・乾式　・湿式
				・乾式　・湿式

ジェットバーナー仕上げのバフ仕上げ　※　有　・　無 (10.2.1)

・大理石
石の品質　※1等品　・（　　）(10.2.1) (10.7.2～3) (表10.2.2)

施工箇所	産地・種別・名称	厚さ	仕上の種類	工法
			※本磨き　・（　）	・内壁空積
			※本磨き　・（　）	・内壁空積

乾式工法用金物　・スライド式　・ロッキング式 (10.2.4)

3 床及び階段の石張り
石の品質　※2等品 (10.6.2～3) (表10.2.1) (表10.2.2)

施工箇所	産地・種別・名称	厚さ	仕上の種類	備考
			※粗磨き　・（　）	
			※粗磨き　・（　）	

4 目地シーリング
・湿式工法　目地幅　※　6　・（　）(10.3.3) (10.5.3) (表9.6.1)
・乾式工法　目地幅　※　8　・（　）

5 石表面処理
※内部幅木部分（H=200まで）及び湿式工法の全ての部分 (10.3.2) (10.6.2) (10.7.2)

6 裏打ち処理
※行う　・次の箇所には行わない（　　）

7 石裏の補強用ﾓﾙﾀﾙ
笠木，甲板等の乾式工法の場合は行う。

8 製造所及び施工業者
・監督員の承諾による　・（　　）

11 タイル工事

1 陶磁器質タイル
タイルの種類 (11.2.1)

施工箇所	形状寸法（mm）	きじ：磁器	きじ：せっ器	きじ：陶器	うわぐすり：施ゆう	うわぐすり：無ゆう	役物：あり	役物：なし	色：標準	色：特注	再生材の適用 G	備考

役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする
タイルの見本焼き　※行わない　・行う（※外壁タイル　・　）

2 張り付け用材料
既成調合モルタル

保水率（%）	単位容積質量（kg/l）	接着強さ（N/mm²）標準時	接着強さ（N/mm²）温冷繰返し後	長さ変化率（%）	曲げ強さ（N/mm²）
70.0以上	1.80程度	0.60以上	0.40以上	0.20以下	4.0以上

接着剤のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種 (11.2.3)

3 壁タイル張りの工法
内装タイル　※壁タイル接着剤張り(・タイプⅠ　※タイプⅡ）　・改良積上げ張り (11.3.3) (表11.3.2)
外装タイル，ユニットタイル

	タイル形状・寸法	躯体表面	工法
外装タイル	・小口 ・二丁掛	・MCR工法 ・目荒し(高圧水洗)工法	※密着張り ・改良積上張り ・改良圧着張り
外装ユニットタイル	・50二丁		・マスク張り ・モザイクタイル張り

躯体表面の処理　・行わない　※行う（施工範囲　※図示　・　）
MCR工法　MCR工法の仕様はシート製造所若しくは販売店の指定による。
目荒し工法　目荒し工法の仕上がり面の程度は，高圧水洗により，50N/mmの水圧で2.5分/㎡程度とし仕上がり面の程度は監督職員の承諾を受ける。
下地モルタル塗り　※標仕15.2.2～15.2.5
タイルの試験張り　※行わない　・行う（※外壁タイル　・　）(11.2.1)

4 陶磁器質タイル型枠先付け工法 (11.2.2) (11.4.2) (表11.4.1)

種別	適用タイル	タイル型枠先付け面のせき板
※タイルシート法	・小口タイル	※標仕6.9.3［材料］（b）（2）又は金属製タイル先付け用パネル
・目地桝工法	・二丁掛タイル	
・桟木法	大型タイル	

12 木工事

1 木材の品質
構造材については，「認証かごしま材」を優先して使用することとし，次に示す部位の木材は，「認証かごしま材」を使用すること。（　，　，　）

2 表面仕上
見え掛かり面　・A種　※B種　・C種 (12.1.4)

3 木材の品質
※標仕12.2.1　・市販品 (12.2.1)

4 樹種
※標仕表12.2.3による (12.2.1) (表12.2.3)
・代用樹種を適用しない箇所（　　）

5 集成材等 G (12.2.2)

品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種
※集成材	※一般材	・たも　・なら　・しおじ	
・構造用集成材	・1種　※2種　・3種	・	
・造作用集成材	※1等　・2等	・	
・化粧ばり造作用集成材	※1等　・2等	・	・

12 木工事（続き）

ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

6 接着剤
接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。(12.2.6)
ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤（以下、「ユリア樹脂等」という。）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種

7 保存処理木材
適用箇所　・土台，転ばし大引き，転ばし根太　・（　　）(12.2.1)

8 防腐・防蟻処理
行う箇所（　　）
防腐処理　※行う（※図示　・　）(12.2.8)
防蟻処理　・行う（※図示　・　）(12.2.9)
防除工事については，一般共通事項の19項目による。
防腐剤の種類、品質
表面処理用防腐剤は，環境に配慮した材料とし監督職員が承諾するものとする。

9 床板張り
フローリング及び縁甲板張り床 (12.7.1) (表12.7.1)

下張り用床板	※無し		
	・有り	※合板張り	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外　・第三種
		・板張り	
床板	※単層フローリング（標仕19.5.2による）		ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外　・第三種
	・縁甲板		※ひのき　・

13 屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺 (13.2.2～3) (表13.2.1)

屋根葺形式	長尺金属板の種類	板厚（mm）
	※塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯（CGLCCR-20-AZ150）	※0.4

2 折板葺 (13.3.2～3) (表13.2.1)

形式	※重ね形　・はぜ締め形　・かん合形
形状（mm）	山高（　）　山ピッチ（　）　板厚※0.6　・0.8
材料（規格等）	※塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯（CGLCCR-20-AZ150）
軒先面戸板	※有り　・無し
断熱材	※有り（種別：　厚さ：　mm）　・無し
耐火性能	※30分耐火　・無し

3 スレート波板葺

	小波	中波	大波	役物	備考
屋根				・有　・無	
外壁				・有　・無	

建築基準法に基づき耐風圧力を満足するものとする。
・軒先面戸板　（・換気面戸）　材種（　　）
とめ付け金具　※亜鉛メッキボルト　・ステンレスボルト
専門業者　※監督員の承諾による　・（　　）

4 とい
材種　※配管用鋼管　・硬質塩化ビニル管（・カラー）(13.5.2) (表13.5.1)
・排水用リサイクル硬質塩化ビニル管（REP-VU）G
・ステンレス鋼管（SUS304　厚2）
とい受け金物の材質　※ステンレス　・鋼製（溶融亜鉛めっき）
鋼管製といの防露　※標仕表13.5.4による (13.5.3) (表13.5.4)
・次の箇所は行わない（　　）
防露材のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種
掃除口　※有り　・無し

5 ルーフドレン
材質　表13.5.1による (13.5.2)

6 保証書及び期間
金属屋根工事の施工については，10年保証書を提出すること。なお，保証書は元請業者と施工者の連帯とする。

14 金属工事

1 あと施工アンカーの確認試験
14.1.3(b)(4)による確認試験を行う (14.1.3)
設計引張強度　（　　）

2 ステンレスの種類及び表面仕上げ (14.2.1)

		施工箇所
種類	※SUS304	下記及び図面に特記のない全ての建材
表面処理	※HL程度	下記以外の見え掛かり全て
	・No.2B程度	
	・鏡面仕上げ	

3 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 (14.2.2) (表14.2.1)

種別	施工箇所
・B－1種（無着色）	
・B－2種（・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）	

4 鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.3) (表14.2.2)

表面処理方法	種別	施工箇所
溶融亜鉛めっき	・A種　(HDZ55)	
	・B種　(HDZ45)	
	・C種　(HDZ35)	
電気亜鉛めっき	・D種　(5級)	
	・E種　(4級)	
	・F種　(3級)	

5 軽量鉄骨天井下地（屋外の場合）
野縁受，吊りボルト及びインサートの間隔 (14.4.3)
・（　　）
野縁の間隔
・（　　）
・補強　※図示　・（　　）

6 金属成形板張り (14.6.2～3) (表14.2.1)

形状	製法	材種	寸法（mm）	厚さ（mm）	表面処理
・スパンドレル形	・押出し ・ロール	※アルミニウム製			・B－1種 ・B－2種（　）
・パネル形	※プレス				

伸縮調整継手　※設けない　・設ける（施工箇所は図示）

7 アルミニウム製笠木 (14.7.2) (表14.2.1) (表14.7.1)

種類	呼称肉厚（mm）	表面処理	固定間隔	備考
・250形	1.6以上	※A－1又はB－1種 ・B－2種 （　）	固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	隅角部及び突当たり部等の役物は本体製造所の仕様による。
・300形	1.8以上			
・350形	2.0以上			
・100形				

〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL（0986）72-2182(代)　FAX（0986）72-2185
（有） 永吉建築設計事務所
管理建築士 1級建築士 〈大臣登録〉第84575号 永吉 正

14 金属工事（続き）

8 手すり及びタラップ

（14.2.1）（14.8.2～3）（表14.2.2）

種類	材料の種別	表面処理
手すり	※ステンレスSUS304	※ＨＬ程度 ・鏡面程度 ・
	・鉄	亜鉛めっき 外部 ※Ｃ種 ・ 内部 ※Ｅ種 ・
タラップ	※ステンレスSUS304	※＃400程度 ・
	・鉄	亜鉛めっき 内外部 ※Ｃ種 ・

⑮ 左官工事

① モルタル塗り材料

吸水調整材（15.2.2）

全固形分（％）	吸水量（ｇ）	接着強度（Ｎ/mm²）	界面破断率（％）
表示値±1.0	30分で1ｇ以下	0.98以上	50以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

防水剤（防水モルタル塗りの混入剤）　製造所　評価名簿による（15.2.2）

防水剤の種類　建築用のモルタルに用いるセメント防水剤

混合割合	凝結時間	曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量の5%以下	JIS R 5201の試験において 始発 1時間以上 終結 10時間以内	70%以上	95%以下	80%以下

膨張性のひび割れ及びそりがないこと。

2 床コンクリートの直均し仕上げ

下表以外は標仕表6.2.4及び標仕15.3.2による（表6.2.4）（15.3.1～2）

施工箇所	平たんさ（mm）	備考
フリーアクセスフロア（パネル構法）範囲	1mにつき10以下	塗料塗りの場合も含む
フリーアクセスフロア（溝構法）範囲	3mにつき7以下	

3 仕上塗材仕上げ

（15.5.2）（表15.5.1）

種類	呼び名	仕上げの形状等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓｉ	
	・可とう形外装薄塗材Ｓｉ	
	・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状
	・内装薄塗材Ｅ	砂壁状じゅらく
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状 ・さざ波形 ・凹凸状
	・外装薄塗材Ｓ	砂壁状
	・内装薄塗材Ｃ	
	・内装薄塗材Ｌ	
	・内装薄塗材Ｓｉ	
	・内装薄塗材Ｗ	京壁状じゅらく
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・ゆず肌状 ・凸部処理 ※凹凸模様
	・可とう形複層塗材ＣＥ ・複層塗材Ｓｉ ・複層塗材Ｅ ※複層塗材ＲＥ ・複層塗材ＲＳ ・防水形複層塗材ＣＥ ・防水形複層塗材Ｅ ・防水形複層塗材ＲＥ ・防水形複層塗材ＲＳ	耐候性 ※3種 ・ 上塗材 溶媒 ※水系 ・溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材 ※行う
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材	砂壁状
	・こて塗用軽量塗材	平たん状

建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量

※規制対象外　・第三種

防火材料の指定

※屋内の壁、天井の仕上げ材は防火材料とする。

4 ロックウール吹付け

（15.7.2～4）

種類	色彩	吹付け厚さ
・一般用 ・（　　）	・着色 ・原色	・10 ・15 ・20 ・（　　）

5 保証書及び期間

防水工事の施工については，１０年保証書を提出すること。なお，保証書は元請業者と施工者の連帯とする。

⑯ 建具工事

1 見本の製作等

・特殊な建具の仮組（建具符号：　　）（16.1.4）

2 アルミニウム製建具

外部に面する建具（16.2.2～4）

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み（mm）	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	※Ａ－３	※Ｗ－４	※70	※図示 ・
・Ｂ種	Ｓ－５				※図示 ・
・Ｃ種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	100	※図示 ・

表面処理　※Ｂ－1種　・Ｂ－2種（・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）（表14.2.1）
・（　　）

屋内建具

表面処理　※Ｃ－１種又はＢ－１種（表14.2.1）
・Ｃ－２種又はＢ－２種（・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

3 網戸

防虫網

網の種別　※合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）

形式　※外部可動式　・固定式（16.2.3）

④ 鋼製建具

（16.3.2～6）(表16.2.1)（表16.3.1～5）

種別	簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄの性能	外部に面する建具の耐風圧性能	鋼板類の厚さ
・標準型建具	・表16.3.1を適用する ・適用しない	・Ｓ－４ ・Ｓ－５	※表16.3.2による ・適用しない（図示）
・標準型建具以外の建具	・表16.3.1を適用する ・適用しない	・Ｓ－４ ・Ｓ－５	※表16.3.2による ・適用しない（図示）

5 鋼製軽量建具

特定防火設備の戸　・適用あり（16.4.2～6）

種別	簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄの気密性の等級	戸の鋼板	召合せ，縦小口包み板等の材質
・標準型建具	・Ａ－３ ・（　　）	※溶融亜鉛メッキ鋼板 ・ビニール被覆鋼板 ・カラー鋼板	・ステンレス鋼板 ・鋼板 ・押出形材 ・アルミニウム
・標準型建具以外の建具	・Ａ－３ ・（　　）	※溶融亜鉛メッキ鋼板 ・ビニール被覆鋼板 ・カラー鋼板	・ステンレス鋼板 ・鋼板 ・押出形材 ・アルミニウム

6 ステンレス製建具

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による

耐風圧性の適用は建具表による

表面仕上げ　※ＨＬ程度　・鏡面仕上げ　・（　　）（16.5.4）

曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（補強あり）（16.5.5）

特定防火設備の戸　・適用あり（表16.5.1）

7 自動ドア開閉装置

開閉装置の性能値（16.8.2～4）（表16.8.1～3）

スライディングドア用　※表16.8.1による　・図示

スイングドア用　※表16.8.2による　・図示

駆動力　※電気式又は電動油圧式　・（　　）

電源　※単層100Ｖ(過電流保護装置付)　・（　　）

センサの種類　※光線スイッチ　・（　　）

⑯ 建具工事（続き）

補助センサ　※安全光線スイッチ１組　・（　　）

工事範囲　一次側配線は別途工事とし，開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む。

凍結防止措置　・適用する（※図示　・（　　））・適用しない

8 自閉式上吊り引戸装置

品質規格　※標仕表16.9.1による（16.9.2～4）
・製造所標準仕様による

9 木製建具

建具材の含水率　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種（16.6.2）（表16.6.1）

表面材の合板の種類　※普通合板　・難燃合板　・特殊合板（16.6.2）

かまち戸の樹種　かまち（　　）　鏡板（　　）（16.6.2）

ふすまの上張り（表16.6.3）

※新鳥の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く）　・鳥の子

フラッシュ戸の表面板の厚さ　※表16.6.6による　・（　　）（16.6.3）

建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量（16.6.2）

※規制対象外　・第三種

⑩ 建具用金物

標準型建具（16.3.6)(16.4.6)(16.7.4)

※16.4.6による　・（　　）

・マスターキー　※製作する（※新規　・既存にあわせる）　・製作しない

※シリンダー箱錠

※レバーハンドル　材質　※アルミニウム合金　・ステンレス　・黄銅
座金　※丸座　・長座

※ドアクローザー　ディレードアクション（遅延閉）機能　（・有　・無）

標準型建具以外の建具（16.7.2)(16.7.4)(表16.7.1)

・マスターキー　※製作する（※新規　・既存にあわせる）　・製作しない

※シリンダー箱錠

※レバーハンドル　材質　※アルミニウム合金　・ステンレス　・黄銅
座金　※丸座　・長座

・握り玉　座金　※ステンレス

・本締り付きモノロック　握り玉の材質　※ステンレス　・黄銅

・本締り錠

・空錠

※レバーハンドル　材質　※アルミニウム合金　・ステンレス　・黄銅
座金　※丸座　・長座

・握り玉　座金　※ステンレス

・点検口錠(平面ハンドル錠)　材質　※ステンレス　・亜鉛合金程度

・フロアヒンジ

・ヒンジクローザー(丁番形)

・ヒンジクローザー(ピポット形)

・ドアクローザー　ディレードアクション（遅延閉）機能　（・有　・無）

上記建具金物の製造所は評価名簿による

・グレモン錠　レバーハンドルの材質　※亜鉛合金　・ステンレス
製造所　※図示　・（　　）

・非常錠　製造所　・（　　）

・ピボットヒンジ　カバー部の材質　※ステンレス　・亜鉛合金

・閉鎖順位調整器　材質　※ステンレス　・鋼製

・押棒・押板　製造所　※図示　・（　　）

・アームストッパー　材質　※鋼(クロームめっき)　・ステンレス

・レール　材質　※ステンレス　・アルミニウム合金　・黄銅

11 ガラス

・網入板ガラス及び線入板ガラス（16.13.2）

・ひし網入型板ガラス	・ひし網入磨き板ガラス	・角入型板ガラス
・角網入磨き板ガラス	・線入型板ガラス	・線入磨き板ガラス

・合わせガラス（16.13.2）

形状　・平面　・曲面

特性による種類　・Ⅰ類　・Ⅱ－１類　・Ⅱ－２類　・Ⅲ類

・強化ガラス（16.13.2）

材料板ガラスの種類による名称	形状	特性による種類	材料板ガラス
※フロート強化ガラス	・平面 ・曲面	※Ⅰ類 ・Ⅲ類	※フロートガラス ・磨き板ガラス ・熱線吸収フロートガラス ・熱線吸収磨き板ガラス
・型板強化ガラス	・平面	※Ⅰ類	・型板ガラス

・熱線吸収板ガラス（16.13.2）

材料板ガラス種類	厚さ(mm)	色調
※熱線吸収フロート板ガラス		・ブルー ・グレー ・ブロンズ ・グリーン ・（　　）
・熱線吸収網入磨き板ガラス ・熱線吸収線入磨き板ガラス	６．８	・グレー ・ブロンズ ・グリーン ・（　　）
・熱線吸収網入型板ガラス	６．８	・ブロンズ

製造所　評価名簿による

・復層ガラス（16.13.2）

断熱性・日射熱遮へい性による種類

・断熱復層ガラス	・一種 ・二種 ・三種
・日射熱遮へい復層ガラス	・四種 ・五種

・熱線反射板ガラス（16.13.2）（16.13.4）

材料板ガラスの種類	日射熱遮へい性による区分	反射皮膜の使い方	色調	映像調整
・フロートガラス ・磨き板ガラス ・熱線吸収磨き板ｶﾞﾗｽ ※熱線吸収ﾌﾛｰﾄｶﾞﾗｽ ・平面強化ｶﾞﾗｽ	※ 一種 ・ 二種 ・ 三種	※ 内面 ・ 外面	・ブルー ・グレー ・ブロンズ ・シルバー ・（　　）	

12 ガラスブロック

JIS A5212によるもの又は評価名簿によるもの（16.13.5）

表面形状	寸法	厚さ	色調	防火認定	備考
			・クリア ・乳白 ・カラー(　　) ・熱線反射	・特定防火設備 ・防火設備 ・なし	

13 ガラス留め材及び溝

ガラス留め材（16.13.2）（表9.6.1）

建具の種類	材種
アルミニウム製	※シーリング材 ・ガスケット（FIX部はシーリング材）
鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。

板ガラスをはめ込む溝の大きさ（16.13.3）

標仕16.13.3 以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は（社）日本建築学会JASS 17ガラス工事「3.1納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員に提出する

14 ガラス用フィルム

名称	種類	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	第2種	※内張り ・外張り	飛散防止率 Ｄ１

品質　JIS A 5759による

⑯ 建具工事（続き）

15 重量シャッター

（16.10.2）

シャッターの種類	
・一般重量シャッター	耐風圧性能（　　）Ｎ/m^2
・外壁用防火シャッター	耐風圧性能（　　）Ｎ/m^2
・（　　）	

開閉機能　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式

危害防止機構（16.10.2）（表16.10.1）

※障害物感知装置（自動閉鎖型）

・その他

一般重量シャッターのシャッターケース　※設ける　・設けない（16.10.2）

工事範囲　一次側配線は別途工事とし，開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む。

16 軽量シャッター

開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用）（16.11.2）（表16.11.1）

スラット　材質　※塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・鋼板（16.11.3）
形状　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形（16.11.4）

ガイドレール等　※鋼板製　・ステンレス製SUS304（厚さ1.5mm）（表16.11.2）

耐風圧性能　（　　）Ｎ/m^2

工事範囲　一次側配線は別途工事とし，開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む。

17 オーバーヘッドドア

（16.12.2～3）

セクション材料	開閉方式	収納形式	ガイドレール
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	・溶融亜鉛めっき鋼板 ※ステンレス鋼板 （SUS304）　・

18 鍵箱

耐風圧性能　（　　）Ｎ/m^2（16.7.4）

形式　・３０本（　個）・６０本（　個）・１２０本（　個）・２００本（　個）
・（　）本（　個）

鋼製市販品とし，監督職員の承諾による。

19 防犯建物部品

※適用しない　・適用する（建具表による）（16.1.6）

17 カーテンウォール工事

1 メタルカーテンウォール

設計図書による規定の他、特記無き事項は（社）日本建築学会JASS14による。（17.2.2）

カーテンウォール材料の種類

種類	規格等
※アルミニウム製	※標仕16.2.3のアルミニウム製建具の材料による

カーテンウォール方式

・方立方式

・バックマリオン方式（・単純２辺支持構法　・ＳＳＧ構法）

・スパンドレル方式

・パネル方式

・小型パネル組み合わせ方式（・ノックダウン方式　・ユニット方式）

シーリング材及びガラス取付け材料

下記以外は標仕表9.6.1による（9.6.2）（17.2.2）（表9.6.1）

被着体の組合せ		シーリング材の種別 記号	主成分による区分	耐久性による区分
金属	ガラス 石、タイル			
ガラス	ガラス			

構造用ガスケット　※適用しない（17.2.2）
・適用する（施工箇所：図示　　）

断熱材　※適用しない（17.2.2）
・適用する（種類：　厚さ（mm）　：施工個所※図示　）

製品の寸法許容差　※標仕表17.2.1による（17.2.3）（表17.2.1）
・製造所標準製作規定寸法許容差による

アルミニウムの表面処理（17.2.3）（表14.2.1）

種別		色彩等
・Ａ－１種	※Ｂ－１種	無着色
・Ａ－２種	・Ｂ－２種	※ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー ・

・着色塗膜　塗装材料（　　）焼付け方法（　）コート（　）ベーク

耐風圧性能（17.1.3）

性能値　※建築基準法施行令第87条及び建設省告示第1454号に定められた風圧力に対して安全であること。
・正圧　Ｎ/m^2以上及び負圧　Ｎ/m^2以上に対して安全であること。

主要部材のたわみ

支点間距離（ｈ）	たわみ量	状態
※4m以下	※±（1/150）×ｈ かつ絶対量20mm以下	※各部の破損、残留変形 有害な変形が起こらないこと
・4mを超える		

耐震性能（17.1.3）

設計用震度　水平方向（K^H）　※1.0　・
垂直方向（Kｖ）　※0.5　・

建物の構造種別	層間変位量（h＝支点間距離）	状態
鉄骨造	※±（1/100）×h以上	※部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが起こらない シーリングは補修程度
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	※±（1/200）×h以上	

水密性　・Ｗ－４　・Ｗ－５　・（17.1.3）

気密性　・Ａ－３　・Ａ－４　・（17.1.3）

耐火性能　※適用しない　・適用する（　時間、施工箇所：図示）

映像調整　※行わない　・行う（建具表による）

製造所　性能等の確認できる資料を提出し監督職員の承諾を受ける

2 PCカーテンウォール

設計図書による規定の他、特記無き事項は（社）日本建築学会JASS 14による。

コンクリートの種類及び品質（17.3.2）

※標仕17.3.2による

・下表による。ただし、下表以外は標仕17.3.2による。

コンクリートの種類	設計基準強度（Ｆｃ）	所要スランプ（cm）
		※１２mm以下 ・（　　）mm

鉄筋　※SD295A　・

取付け用金物の表面処理（鉄の亜鉛めっき）及び材質（14.2.3）（表14.2.2）

金物種類及び部位	内部	外部
ＰＣ版打込み金物	※Ｅ種 ・	※Ａ種 ・
ＰＣ版打込み取付けボルト	※Ｅ種 ・	※ステンレスボルト
２次ファスナー	※Ｅ種 ・	※Ａ種 ・
取付けボルト	※Ｅ種 ・	※Ａ種 ・
レベル調整ボルト	※Ｅ種 ・	※Ａ種 ・

上記以外はカーテンウォール製作所の仕様による

シーリング材料

下記以外は標仕表9.6.1による（9.6.2）（17.3.2）（表9.6.1）

施工箇所	シーリング材の種別 記号	主成分による区分	耐久性による区分
カーテンウォール板間目地			

17 カーテンウォール工事（続き）

断熱材　※適用しない
・適用する（種類：　厚さ（mm）　：施工箇所　※図示）

製品の寸法許容差　※標仕表17.3.1による（17.3.3）（表17.3.1）
・製造所標準製作規定寸法許容差による

表面仕上げ　（　　）

耐火材料　施工部位　・ファスナー部　・取付けブラケット　・パネル目地部　・層間ふさぎ
種別　・（　　）
規格等　・（　　）

耐風圧性能（17.1.3）

性能値　※建築基準法施行令第87条及び建設省告示第1454号に定められた風圧力に対して安全であること。
・正圧　Ｎ/m^2以上及び負圧　Ｎ/m^2以上に対して安全であること。

耐震性能（17.1.3）

設計用震度　水平方向（K^H）　※1.0　・
垂直方向（K^V）　※0.5　・

建物の構造種別	層間変位量（h＝支点間距離）	状態
鉄骨造	※±（1/100）×h以上	※部材が損傷せず、破損脱落もしない。 ガラス等の破損もない シーリングは補修程度
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	※±（1/200）×h以上	

18 塗装工事

1 材料

防火材料の指定　※無し　・有り（仕上表による）（18.1.3）

建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量

※規制対象外　・第三種

2 素地ごしらえ

亜鉛めっき面の素地ごしらえの種別（18.2.4）（表18.2.3）（表18.3.4）

種別	施工部位及び塗料種別
Ａ種	鋼製の建具及び、耐候性塗料塗り、常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗りの場合
Ｂ種	Ａ種、Ｃ種以外
Ｃ種	下塗りに変成エポキシ樹脂塗料を塗装する場合

せっこうボード及びその他のボード面の素地ごしらえの種別（18.2.7）（表18.2.7）

種別　※Ｂ種　・Ａ種（施工箇所：　　）

塩化ビニル樹脂パテを使用する箇所　便所，湯沸室，更衣室，（　　）

3 フッ素樹脂塗装

種別	製造所（商品名）
・クリアー	
・カラークリアー	

4 床用塗料塗り

材質　ウレタン樹脂系塗料（※標準色　・　）

仕上種別　※平滑仕上げ　・防滑仕上げ

塗布量　プライマー塗りのうえ主剤２回塗りとし、総塗布量は0.5kg/m^2以上とする

5 防塵用塗料塗り

材質　水性アクリル系樹脂塗料（※標準色　・　）

仕上種別　コーティング（ローラー刷毛塗り）

塗布量　主剤2回塗とし、総塗布量は0.25kg/m^2以上とする。

⑲ 内装工事

1 接着剤

（19.2.2）（19.3.3）

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量

※規制対象外　・第三種

※接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。(水廻り及び湿度の高い箇所を除く)

帯電防止ビニル床タイル(置敷タイプ)の接着剤は粘着剥離形とし，製造所の指定する製品とする。

2 ビニル床シート張り

（19.2.2）

種類	JISの記号	色柄	厚さ（mm）
※発泡層のないもの	※ＮＣ ・	※無地 ・マーブル柄	※2.5
・発泡層のあるもの		※柄物 ・無地	

工法　※熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　　）（19.2.3）

3 ビニル床タイル張り

（19.2.2）

種類	JISの記号	厚さ（mm）	備考
※コンポジションビニル床タイル（半硬質）	ＣＴ	※2	
・コンポジションビニル床タイル（軟質）	ＣＴＳ		
・ホモジニアスビニル床タイル	ＨＴ		

4 帯電防止床タイル張り

（19.2.2）

種類	厚さ（mm）	性能
・コンポジションビニル床タイル	※2 ・	体積抵抗値（JIS K 6911による） 1.0X10^9 Ω以下、または、 漏えい抵抗値（JIS A 1454による） 1.0X10^{10} Ω未満
・ホモジニアスビニル床タイル	※4.0又は4.5	

5 ビニル幅木

高さ（mm）　※60　・75　・（　　）　厚さ(mm)　※1.5以上　・（　　）（19.2.2）

材質　※軟質　・硬質

6 カーペット敷き

・織じゅうたん（19.3.3～4）（表19.3.1～2）

種別	パイル形状	色柄等	備考
・Ａ種	・カットパイル	※無地	
・Ｂ種	・ループパイル	・柄物（標準品）	
・Ｃ種	・カット、ループパイル併用		

耐電性　※人体帯電圧3kV以下　・

・タフテッドカーペット（19.3.3～4）（表19.3.2）

パイル形状	パイル長（mm）	工法	備考
・カットパイル	※5～7 ・	※全面接着工法 ・グリッパー工法	
・ループパイル	※4～6 ・		
・レベルループパイル	※4 ・		
・カット、ループ併用			

耐電性　※人体帯電圧3kV以下　・

・タイルカーペット（19.3.3）（表19.3.2）

パイル形状	種類	寸法（mm）	総厚さ（mm）	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種	※500×500	※6.5	
・カットパイル				
・カット、ループ併用				

耐電性　・人体帯電圧3kV以下（フリーアクセスフロア敷設範囲）

7 合成樹脂塗床

（19.4.2～3）（表19.4.1～7）

種別	仕上げの種類
・弾性ウレタン塗床材	※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗床材	※薄膜流し展べ仕上げ ・厚膜流し展べ仕上げ（※平滑 ・防滑） ・樹脂モルタル仕上げ（※平滑 ・防滑） ・防滑仕上げ

ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量（19.4.2）

※規制対象外　・第三種

訂正	
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	

〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL(0986)72-2182(代)　FAX(0986)72-2185

（有）永吉建築設計事務所

管理建築士 1級建築士〈大臣登録〉第８４５７５号 永吉 正

製作年月日	工事名称	設計番号	図面番号
	曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事		
担当	図面内容 特記仕様書（３）　縮尺 NO.SCALE	整理番号	A-04

⑲ 内装工事（続き）

8 フローリング張り

(19.5.2〜7) (表19.5.1〜4)

種　別	樹　種	工　法	仕上げ塗装等	備　考
※天然木化粧複合フローリング	※なら ・ひのき	※釘どめ工法（C種）	※塗装品 ・無塗装品	

ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種 (19.5.2)

9 畳敷き

鹿児島県畳工事特記仕様書による。

(19.6.2) (表19.6.1)

下地の種類	畳の種別
標仕表12.5.1による床組	※B種　・
ポリスチレンフォーム床下地	※C種　・

畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする
防虫処理は加熱による方法及び防虫加工紙(布)による方法とし，人体に無害なもとする。
畳表は，熊本県畳表検査規定による「綿糸引通　五八　２等級」規定品同等以上とする。

10 ポリスチレンフォーム床下地材

畳下地　厚さ（mm）　※40　・65　・80
フローリング類　厚さ（mm）　※80　・95
製造所
・乾式遮音二重床用床下地材(樹脂製支柱式)
BL認定及び住宅・都市基盤整備公団で規定する遮音性能を有するもの。(LL-45, LH-50)

⑪ せっこうボード その他のボード張り

(19.7.2) (表19.7.1)

種　類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板	NW	・15　・20　・25　・
・けい酸カルシウム板	0.8FK	タイプ2（無石綿）（・6　・8　・　）
・ロックウール化粧吸音板	DR	・フラットタイプ（・9（不燃）・12　・　） ・凹凸タイプ（・12（不燃）・15・19・　）
・ロックウール化粧吸音板（軒天井用）	DR DR（凹凸） DR（軒天） DR（軒天凹凸）	・フラットタイプ 9（不燃） ・凹凸タイプ（・12　・15）（不燃）
・せっこうボード	GB−R	・12.5（不燃）　・9.5（準不燃）
・不燃積層せっこうボード	GB−NC	・9.5（不燃）化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	GB−S	・12.5（不燃）
⊙強化せっこうボード	GB−F	・12.5（不燃）　※15.0（不燃）
・せっこうラスボード	GB−L	・9.5
・化粧せっこうボード（木目）	GB−D	・12.5（不燃）幅440mm程度 模様（・柾目　・板目）専用下地材付き
・難燃合板		・生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度） ・不透明塗料塗り（しな合板程度）
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による　厚さ　・1.2
・ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	・3　・7　・9　・12　・
・単板張りパーティクルボード		・無研磨板　・研磨板 ・10　・12　・15　・18　・
・ハードボード（素地）	HB	・無研磨板（・スタンダード　・テンパード） ・研磨板（・スタンダード　・テンパード）
・インシュレーションボード	IB	A級（・天井仕上　・内装仕上　・　） ・9　・12　・15　・18　・

合板類、繊維板、及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種
軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材
※適用する　・適用しない
せっこうボードの目地工法 (19.7.3) (表19.7.5)

種　類	エッジの種類	備　考
・継目処理工法	テーパーエッジ	目地処理有り （塗装、薄手壁紙張り等仕上）
⊙突付け工法	・ベベルエッジ	目地処理無し
・目透し工法	・スクェアエッジ	

12 吸音材

JIS A6301による (表19.7.1)

種　類	JISの記号	厚さ（mm）
・ロックウール吸音ボード1号	RW−B	※25　・
※グラスウール吸音ボード32K	GW−B	※25　・

ガラスクロス張りグラスウール吸音ボード(910×1820)の取り付け工法
ポリプロピレン及びプラスチックファスナー留め

13 壁紙張り

(19.8.2)
「生活環境の安全に配慮したインテリア材料に関するガイドライン（ISM）」あるいはそれと同等の基準，性能に適合するもの。

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維（織物）	プラ（ビニル）	その他（化学繊維）	無機質	防火性能	備　考
						・不燃・準不燃・難燃	
						・不燃・準不燃・難燃	
						・不燃・準不燃・難燃	
						・不燃・準不燃・難燃	
						・不燃・準不燃・難燃	
						・不燃・準不燃・難燃	

素地ごしらえ (表18.2.4) (表18.2.7)
モルタル、プラスター面　※B種　・A種（施工箇所：　）
せっこうボード面　※B種　・A種（施工箇所：　）
壁紙のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種 (19.8.2)

⑭ 断熱材 G

(19.9.2〜3)
ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種
・打込み断熱材 (19.9.2)

材　種	発泡剤の種類	種　類	厚さ（mm）
・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材	A種		
・押出法ポリスチレンフォーム保温材	A種	※保温板2種b(一般部) ・保温板3種b(設置部分)	・25　・ ・25　・
・硬質ウレタンフォーム保温材	A種		
・フェノールフォーム保温材	A種		

・現場発泡断熱材（A種1） (19.9.3)

難　燃　性	厚さ(mm)	施工箇所
難燃性を有すること	※25 ・（　）	※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフドレン廻りの床版等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・（　）

⑳ ユニット及びその他の工事

15 浴室天井材

市販品

材　質	表面仕上げ	性　能	幅（mm）	備　考
※アルミニウム製	※焼付け塗装品 ・アルマイト処理品	準不燃品	※200 ・100	回り縁は樋付きとし、製造所の標準品とする。
・硬質塩ビ製	※塗装品 ・木目調		※300 ・100	

16 システム天井

種　別		Tバーの材質	備　考
・ラインタイプ	・シングル ・ダブル	・アルミニウム製 ・鋼製	
・ロ型タイプ			

1 フリーアクセスフロア

(20.2.2)

施工箇所	構　法	仕上り高（mm）	適用地震時水平力	耐荷重性能	表面仕上げ材	備　考
	・パネル構法 ・溝構法		・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット	
	・パネル構法 ・溝構法		・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット	
	・パネル構法 ・溝構法		・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット	

5,000Nについては、平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等品とする。
表面仕上げ材の品質・規格等は、19章内装工事による
床パネル　材質　※アルミ合金ダイカスト製，スチール製又は複合材等　・（　）
寸法　※４５０角以上６００角以下　・（　）
スロープ及びボーダー　※製造所の標準仕様　・図示
コンセント等の取付け対応　※製造所の標準仕様（コンセント本体は別途設備工事）
コンセントの箇所数は図示
配線用取り出しパネル　配線取り出し開口：パネル１枚につき40mm×80mm程度の開口１ヶ所以上
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合
※20〜30%　・
空調用吹き出しパネル　※無し
・有り（※固定式　・可変式　：施工箇所は図示）

2 可動間仕切（既製間仕切）

(20.2.3)

構造形式	パネル部の総厚さ（mm）	表面材種 厚さ（mm）	表面仕上げ	遮音性能	防火性能
・スタッド式 ・スタッドパネル式 ・パネル式		※鋼板 （※0.6　・0.8）	※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付け ・	・あり （　） ・なし	・あり ・なし

ガラス留め材　※ガスケット　・シーリング

3 移動間仕切（ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞｳｫｰﾙ）

(20.2.4)

遮音性能	厚さ（mm）	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		※鋼板	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ（36db以上）		※鋼板	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式

表面仕上げの壁紙張りの品質は19章内装工事による
遮音性能はJIS A 6512の遮音試験に準拠する
製造所　評価名簿による

4 トイレブース

(20.2.5)
表面仕上げ材
※メラミン樹脂系化粧板（標準色　アルミ製コーナーエッジ付き）
・ポリエステル樹脂系化粧板
足形状　※幅木型　・足金物型
エッジ，笠木，幅木　※ステンレス製　・アルミニウム製　・（　）

5 階段滑止め

・金属　材　種　ステンレスSUS304 (20.2.6)
形　状　ビニルタイヤまたは合成ゴムタイヤ入り
両端フラットエンド　※有り（・ステンレス製　※ビニル製）　・無し
幅（mm）　※約35　・（　）
取付け工法　※接着工法　・埋込み工法
製造所
・磁器製

6 階段手すり

既製手すり

形　式	径又は幅	笠木受材	製　造　所	備　考
・O型	４０φ	アルミ押出形材		指づめ防止材共
・C型	・48〜55 ・62〜65	※鋼材 ・（　）		

・集成材手すり
径　※４０φ程度　・３０φ　・（　）
材種　※タモ　・（　）
仕上　※ＣＬ　・（　）

7 床目地棒

床仕上げの異なる箇所には目地棒を入れる。 (20.2.7)
※ステンレス製冂型(幅40程度　厚1.5)　・ステンレス製6×12　・黄銅製6×12

8 黒板及びホワイトボード

(20.2.8)

種　類		寸法（mm）	色　彩	備　考
・黒板	※焼付け		※緑　・黒	※平面　・曲面　・スクリーン付引分
			※緑　・黒	
・ホワイトボード	※ほうろう		※白	※平面　・曲面　・スクリーン付引分

9 鏡

寸法（mm）　・図示　・ (20.2.9)
厚さ（mm）　※5　・

10 表示標識

衝突防止表示 (20.2.10)
※図示（市販品　※ステンレス製　径約30mm　・　）
（・両面　・片面）
・無し
表示標識、案内用図記号についてはJIS Z 8210による
誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は共通詳細図による。

11 煙突用成形ライニング

・煙突用成形ライニング材 (20.2.11)
最高使用温度　※650℃　・400℃
・キャスタブル耐火材
工　法　※こて押さえ　・（　）
最高使用温度　※400℃　・（　）

12 ブラインド

(20.2.12)

形　式	種　類	スラットの材質	スラットの幅（mm）
※横型	※ギヤ式　・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製	※25
・縦型	・１本操作コード ・２本操作コード	・アルミスラット ・クロススラット	・80 ・100

⑳ ユニット及びその他の工事（続き）

13 ロールスクリーン

防炎性能　※有り (20.2.13)

施工箇所	装置 電動	手引	備　考

14 カーテン

(20.2.14)

施工箇所	形式 片引	引分	装置 電動	ひも引	手引	ひだの種類	性　能（きれ地名称品質）	備　考

きれ地名称品質に記載した商品名は，品質の程度を示す参考商品名である。

15 カーテンレール

材　種　※アルミニウム製　・ステンレス製 (20.2.14)
形　式　・片引き　・引分け（※暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする）
形　状　※角型　・C型又はD型

16 ブラインドボックス及びカーテンボックス

・市販品（アルミニウム製　押出し型材）
溝幅×深さ（mm）　・90×150　※120×80　・120×150　・150×80　・
色彩　※B−１　・B−２（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）
・図示

17 止水板

形　状　・据置式　・壁張り式　・差込式
寸　法
製造所

18 天井点検口

材　質　アルミニウム製（※額縁タイプ　・目地タイプ）

19 床点検口

材　質　アルミニウム製（受け枠　※アルミ製　・ステンレス製）

20 鋼製書架及び物品棚

種　類	規格等	耐荷重による種類
・鋼製書架	JIS S 1039の規格による	水平荷重Ⅰ又は水平荷重Ⅱ
・鋼製物品棚	JIS S 1040の規格による	※１種　・２種　・３種

21 かぎ箱

市販品
形　式　・30組用　・60組用　・120組用　・

22 くつふきマット

市販品
材　質　・塩化ビニル製（コイル状　ステンレス製受枠）　・ビニル製（ステンレス製受枠）
・硬質アルミニウム製（受枠とも）　・ステンレス製（受枠とも）

23 流し台ユニット

種　類	寸法（L＝　mm）	適用内容	規格・品質等
・流し台	※1200　・1500　・1800	トラップ付き	※優良住宅部品（セクショナルキッチンⅠ型）
・コンロ台	※600　・700　・	バックガード ※有り	
・つり戸棚	※1200　・900　・600		
・水切り棚	※1200　・900	ステンレス製 ※１段式	※市販品

枠の材質　※アルミニウム製

24 屋内掲示板

表面の材質　※塩ビ発泡シート張り　・

25 洗面カウンター

材　種　・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　・人工大理石
奥行き（mm）　・約450　・約600

26 防煙垂れ壁

・固定式

材　質	厚さ（mm）	高さ（mm）	備　考
※網入り磨板ガラス ・線入り磨板ガラス	※6.8	※500	アルミ製枠付き

・可動式

種　類	材　質	高さ（mm）	備　考
・垂直降下式（巻取り型）	※不燃布（不燃認定品）	※500 ・800	ガイドレール ※固定式（壁埋込型） ・可動式（天井収納型）
・回転降下式	鋼板製又はアルミ製	※500 ・800	表面仕上げ ※天井材張り

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）
(19.2.2)

27 視覚障害者用床タイル（誘導用及び注意喚起用床材）

ブロックパターンはJIS T 9251による
色彩は黄色を原則とする
屋　内　※塩化ビニル製　・磁器又はせっ器質タイル（※300　・　）
・レジンコンクリート製
屋　外　※レジンコンクリート製　・磁器又はせっ器質タイル（※300　・　）

28 旗竿

材　質　※アルミニウム合金製
形　式　※テーパー型　・同一断面型
地上高さ（m）　・6　・8　・10　・12
操作方法　※ハンドル式　・ロープ式
固定方法　・埋込式　・ベース式　・バンド式
製造所

29 旗竿受金物

材　種　ステンレス製SUS304

30 フェンス

・ビニル被覆エキスパンドフェンス
・樹脂塗装メッシュフェンス

31 屋外掲示板

照明器具　※有り　・無し
施　錠　※有り　・無し
製造所

32 車止め支柱

※ステンレス製（上下式鎖内蔵型）　径114.3mm　t=2.5mm　H＝GL＋700mm
※スプリング付　・スプリング無し

33 収納家具

材質
形状・寸法　※図示
ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

34 エキスパンション・ジョイント金物

材質　・アルミ　・ステンレス
クリアランス　・50　・100　・150　・
耐火性能　・有り（　）　・無し
防水型　※適用する　・適用しない

35 コーナービート（壁ボード出隅保護金物）

材料　※アルミニウム押出型材差込型
※シルバー　・焼付　・（　）
・コーナー保護金物付ジョイントテープ

36 天井見切縁

材種　※アルミニウム押出型材　・塩化ビニル製
施工箇所　※仕上表による　・（　）

㊲ 消火器ボックス

製造所　・（　）　設置箇所　※図示　・（　）

38 敷地境界石標

種別　※コンクリートブロック製　・花こう岩　・（　）
・金属製(真ちゅう製50角　アンカー共)
製造所

21 排水工事

1 排水管

排水管用材料 (21.2.1) (表21.2.1) (21.3.3)

材　種	管の種類	管形状（接合方法）
※遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管（※１種　・２種）	B形（ゴム接合）
・硬質塩化ビニル管	・VP　・VU　・RS−VU G	
・硬質塩化ビニル管継手	・DV　・VU継手	

車道部の排水管の敷設 (21.3.1) (21.3.3)
※図示
・砂基礎（地業厚さ20cm以上　材料　山砂の類）

2 排水桝及びふた

鋳鉄製マンホールふた (21.2.2)

種　類		適用荷重
・水封形 ・簡易気密形（パッキン式）	・密閉形（テーパー・パッキン式） ・中ふた付密閉形	・T−２用 ・T−６用 ・T−１４用 ・T−２０用

製造所
グレーチングふた (21.2.2)

材　質	形　式	種　類	適用荷重	メンバーピッチ	上面形状
・鋼製 ・ステンレス製	※受枠付き ボルト固定 ※無し ・図示	・溝ふた用 ・桝ふた用 ・かさ上げ用 ・U字溝用	・歩行用	※細目	※凹凸形
			・T−２用 ・T−６用 ・T−１４用 ・T−２０用	※普通目 ・細目	※平形 ・凹凸形

製造所

3 埋戻し土

※B種　・ (21.2.3) (表3.2.1)

4 浸透管及び浸透桝

製造所

22 舗装工事

1 盛り土に用いる材料

・A種　※B種　・C種　・D種 (22.2.3) (表3.2.1)

2 遮断層及び凍上抑制層の材料

・遮断層　※川砂、海砂又良質な山砂　・ (22.2.2〜3)
厚さは図示
・凍上抑制層　※再生クラッシャラン　・クラッシャラン　切り込み砂利　・砂
厚さは図示

3 路床安定処理

※添加材料による安定処理 (22.2.2〜3) (表22.2.2)
種類　・普通ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントB種
・生石灰（　）　・消石灰（　）
添加量　kg/m³（目標CBR　※5以上　・　）

4 路床土の支持力比試験

JIS A1211（CBR試験方法）による (22.2.5)
※行う（※乱した土　・乱さない土）

5 路床締固め度の試験

JIS A1214により　※行う (22.2.5)

6 砂の粒度試験

JIS A1102により　※行う (22.2.5)

7 路盤材料 G

※再生クラッシャラン（RC-40）
・クラッシャラン（C-40）　・クラッシャランスラグ（CS-40）　・（　）
透水性アスファルト舗装にもちいる場合は透水性の高いもの

8 路盤の締固め試験

※行う (22.3.5)

9 アスファルト舗装

舗装の構成および厚さ (22.4.2)

部　位	舗装の厚さ 基　層	表　層
・車道部（基層なし）	−	※50mm　・
・車道部（基層あり）	※50mm　・	※30mm　・
・歩道部	−	※30mm　・

アスファルト　※再生アスファルト　・ストレートアスファルト (22.4.3)
骨材　※アスファルトコンクリート再生骨材　・砕石 (22.4.3)
加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4) (表22.4.6)

区分	※一般地域	・寒冷地域
表層	※密粒度アスファルト混合物（13） ・細粒度アスファルト混合物（13）	※密粒度アスファルト混合物（13F） ・細粒度ギャップアスファルト混合物（13F）
基層	・粗粒度アスファルト混合物（20）	

シールコート　※行わない　・行う（施工範囲：　） (22.4.5)
アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う (22.4.6)

10 コンクリート舗装

早強セメント　※使用しない　・使用する (22.5.3)
注入材料　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ (22.5.3) (表22.5.3)
溶接金網　※有り　・無し (22.5.3〜4)
厚さ試験　※行わない　・行う (22.5.6)

11 カラー舗装

(22.6.2〜6)

種　類	区　分	車道部の基底
※加熱系アスファルト混合物 ・常温系樹脂系混合物 ・常温系ニート工法 ・常温系塗布工法	・車道 ・歩道	・有 ・無

12 透水性アスファルト舗装

表層舗装材料および厚さ (22.7.2〜5)
車道部　※ポリマー改質アスファルトⅡ型　厚さ　※50　・（　）
・
歩道部　※ストレートアスファルト　厚さ　※30　・（　）
・
透水性アスファルト混合物等の抽出試験　※行う　・行わない (22.7.6)

13 排水性アスファルト舗装

表層舗装材料および厚さ (22.8.2〜5)
※ポリマー改質アスファルトⅡ型　厚さ　※40　・（　）
※ポリマー改質アスファルトⅠ型　厚さ　※40　・（　）
アスファルト混合物等の抽出試験　※行う　・行わない (22.8.6)

14 路面標示用塗料

JIS K 5665（路面標示用塗料）による

種類	施工	適用	色	幅（mm）	布厚さ（mm）	揮発性有機溶剤の含有率
・１種 G	常温	液状	※白	※150	※1.0	塗料総質量に対して
・１種 G	加熱			・100		5%以下
・３種１号	溶融	粉体状			・1.5	

G 低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料
・区画線
・身障者用駐車スペース表示（１３００角）
・駐車スペースナンバー表示（　３５０角）

訂　正	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL(0986) 72-2182(代)　FAX(0986) 72-2185
（有）永吉建築設計事務所
管理建築士 1 級建築士 〈大臣登録〉第８４５７５号 永吉 正

製作年月日	工事名称 曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事	設計番号	図面番号
担当	図面内容 特記仕様書(４) / 縮尺 NO.SCALE	整理番号	A-05

22 舗装工事（続き）

15 ブロック系舗装

(22.9.2～3)

舗装	種類	厚さ	備考
・コンクリート平板舗装	※普通平板（Ｎ） ・透水平板（Ｐ）	※60	目地材 ※砂　・モルタル 表面加工 ・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し
・インターロッキング ブロック舗装	※普通ブロック ・透水性ブロック	車道部 ※80 歩道部 ※60	色彩及び表面加工 ※標準品 張り方 ※ヘリンボンボンド ・ストレッチャーボンド ・図示
	・植生用ブロック	※80 ・100	
・舗石舗装	※小舗石（花こう岩）	※80～100	施工方法 ※うろこ張り 基層 ※コンクリート舗装 ・アスファルト舗装

コンクリート平板舗装、インターロッキングブロック舗装の歩道部は、原則再生材料を用いた舗装用ブロック G とする。ただし、調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。

23 植栽工事

1 樹木の植栽基盤整備

芝及び地被類　(23.2.2～3)（表23.2.1～2)

適　用	有効土層の厚さ（cm）	工　法	整備範囲
※行う　・行わない	※20	※Ｂ種	※植栽範囲　・図示

樹木　(23.2.2～3)（表23.2.1～2)

樹木の樹高（m）	有効土層の厚さ（cm）	工　法	整備範囲
・12以上	※100　・	※Ａ種	・葉張りの範囲 ただし、低木は植栽範囲
・7以上～12未満	※80　・	・Ｂ種	
・3以上～7未満	※60　・	・Ｃ種	・図示
・3未満	※50　・	・Ｄ種	

工法Ｄ種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高からを有効土層とする。ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土で盛土を行う。

2 植込み用土

※現場発生土の良質土　・客土（※畑土　・黒土）　(23.2.3)

3 土壌改良材 G

※適用する　(23.2.3～4)
　施工箇所　※植栽範囲　・図示

バークたい肥
　有機物の含有量（乾物）　：70%以上
　炭素窒素比（C/N比）　：35以下
　陽イオン交換容量（乾物）　：70meq/100g以上
　pH　：5.5～7.5
　水分　：55～65%
　幼植物試験の結果　：生育阻害その他の異常を認めない
　窒素全量（現物）　：0.5%以上
　りん酸全量（現物）　：0.2%以下
　加里全量（現物）　：0.1%以上

汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
　「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、食害試験の調査の結果、害が認められないものとする
　有機物の含有量（乾物）　：35%以上
　炭素窒素比（C/N比）　：20以下
　pH　：8.5以下
　水分　：50%以下
　窒素全量（現物）　：0.8%以上
　りん酸全量（現物）　：1.0%以上
　アルカリ分（現物）　：15%以下

4 芝張り

種類　・こうらい芝　・野芝　・（　　　）　(23.4.2)
植込用土　※客土ァ100　・現場発生の良質土

5 樹木札等

支柱材　※加圧式防腐処理丸太材　・真竹　(23.3.2)
幹巻き用材料　※幹巻き用テープ　・わら及びこも　(23.3.2)
樹木札　※下記図による　・監督職員の承諾による　（文字は黒ペンキ書きとする）

6 屋上緑化 G

植栽基盤及び材料　(23.5.2～3)
　・屋上緑化システム
　　土壌層の厚さ　・図示　・（　　）
　　排水層　・軽量骨材（層の厚さ：　）　・板状成型品
　　植込み用土　※改良土　・人工軽量土
　　樹木の材種、寸法、株立数、寸法等　※図示　・
　・屋上緑化軽量システム
　　芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示　・
　　見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等　※図示　・
　性能は建築材料等品質性能表による
　支柱　・設置する（種類　・図示　・　　）
　灌水装置　※設ける　・設けない

7 樹木の枯補償

※引渡しの日から１年　・（　　　）　(23.3.4)（23.3.6)

訂　正	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL（0986）72-2182(代)　FAX（0986）72-2185
（有）永吉建築設計事務所
管理建築士 1級建築士〈大臣登録〉第84575号 永吉 正

製作年月日	工事名称 曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事		設計番号	図面番号
担当	図面内容 特記仕様書（5）	縮尺 NO.SCALE	整理番号	A-06

● 一般事項

建築主（住所・氏名）	曽於市末吉町二之方1980番地　曽於市長　五位塚　剛	建築場所	地名地番	鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8127番地		
建物用途	公会堂及び集会場		住居表示			
工事種別	増築	工程着工～竣工				
都市計画規制：都市計画区別の内外の別	都市計画区域　内　市街化調整区域　外	開発行為の有無	無し			
都市計画規制：用途地域	指定なし	建蔵率制限	%	容積率制限	%	
都市計画規制：防火地域	指定なし	高度地区		日影規制		
都市計画規制：その他の地域・地区		関連法規				
都市計画規制：都市計画施設						
駐車台数・方式						
道路状況	幅員：　6.0m					
敷地状況 設計ＧＬと道路との高低差等	配置図による					

● 構造・階数・高さ

主要構造	鉄筋コンクリート造	建物高さ	
階数	地下　階　地上　３階　塔屋　階	最高の高さ	平均地盤面　+22.7m
基礎	独立基礎	最高の軒の高さ	平均地盤面　+22.7m
特殊		床の高さ	平均地盤面　+0.400m

● 面積

敷地面積	15326.28 ㎡					
	増築前コミュニティーセンター	農業構造改善センター	増築部分	増築後コミュニティーセンター	合計	備考
建築面積	2615.84 ㎡	1147.47 ㎡	㎡	2620.14 ㎡	3767.61 ㎡	１７．０９％　≦　許容建ぺい率　７０％
延べ面積	2498.40 ㎡	1054.49 ㎡	30.20 ㎡	2528.60 ㎡	3583.09 ㎡	
自動車車庫等の部分	0.00 ㎡	0.00 ㎡	㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	
住宅の部分	0.00 ㎡	0.00 ㎡	㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	
地階の住居の部分	0.00 ㎡	0.00 ㎡	㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	
共同住宅の共用の廊下等の部分	0.00 ㎡	0.00 ㎡	㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	
容積率対象延べ面積	2498.40 ㎡	1054.49 ㎡	㎡	2528.60 ㎡	3583.09 ㎡	２３．３７％　≦　許容容積率　４００％
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	

● 各階床面積

階	コミュニティーセンター		農業構造改善センター		合計		階高	主要用途	備考
1	2269.80 ㎡	坪	1054.49 ㎡	坪	3324.29 ㎡	坪			
2	190.40 ㎡	坪	㎡	坪	190.40 ㎡	坪			
3	68.40 ㎡	坪	㎡	坪	68.40 ㎡	坪			

● 外部仕上げ

部位		
屋根	一般部	コンクリートコテ仕上
	下地・防水	ゴムアスファルト防水層（密着工法）
	斜部	かわら棒葺き　フッ素樹脂焼付塗装
	下地・防水	コンクリート打放　防水下地t=1.5　冷工法アスファルトルーフィング下地t=0.4　長尺亜鉛鉄板　下部　樹脂防水
パラペット	笠木	コンクリート打放下地　エポキシ系複層模様吹付け
	立上り	コンクリート打放　Ｃ種+アスファルト防水層
軒裏	南側庇	石綿セメントケイ酸カルシウム板t=12下地　エポキシ系複層模様吹付け
外壁		モルタル下地磁器質小口タイル（108×60）
床	南ｱﾌﾟﾛｰﾁﾃﾞｯｷ	磁器質100角フロアータイル貼

● 外部金物

ルーフドレイン		φ100　鋳鉄製　タール焼付

●外構・その他

特記事項

木材	造作材和室廻りは杉無節　その他杉上小節　木材挽立寸法は特記を除き両面の場合5mm片面の場合3mm以内とする	屋内建具	屋内建具は全てＦ☆☆☆☆（接着剤共）とする。
コンクリート	基礎・躯体コンクリートFc=21N/mm2+温度補正　土間コンクリートFc=18N/mm2　捨コンクリートFc=18N/mm2　防水コンクリートFc=21N/mm2	内装仕上材	内部仕上げ材は全てＦ☆☆☆☆（接着剤・下地共）とする。　ビニールクロスは、防火認定番号　ＮＭ−9913認定品とする。
防湿層	建物内部は全てポリエチレンフィルム敷込みｔ=0.15　重ね幅タテ、ヨコ共250以上		ビニールクロスはＩＳＭ適合品又は同等品以上とし、接着剤はＪＩＳＡ6922適合品とする。
地業工事	全て砂利地業とする		
木材塗装	内部木材現し部分　特記及び和室を除きＣＬ仕上とする。　外部木材現し部分　特記を除き木材保護塗装(ガードラック2回塗)仕上とする。		
鉄筋	D10・D13・D16はSD295A　D19はSD345とする。		
仕様書	記載なき事項は「建築工事共通仕様書」を準用する。		
小屋裏仕上	小屋裏仕上は全てＦ☆☆☆☆（接着剤共）とする。		

訂正	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

〈県知事登録〉第　1-25-229　号　TEL（0986）72-2182(代)　FAX（0986）72-2185
（有）　永吉建築設計事務所
管理建築士　１級建築士　〈大臣登録〉第８４５７５号　永吉　正

製作年月日	工事名称	設計番号	図面番号
	曽教26-8末吉総合センター倉庫増床設計業務委託		
担当	図面内容：設計概要書・外部仕上表	縮尺：NO.SCALE	整理番号	A-07

山林
用悪水路（長）
隣地境界線 25.501
15,350
申請地
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方８１２７番地
大道具搬入口
コミュニティセンター
非常口
アプローチデッキ
コミュニティセンター
楽屋出入口
7,000
浄化槽（建物に平行）
受水槽
キュービクル
道路ー市道
法第42条1項1号道路
幅員ー9.500m
コミュニティセンター
主出入口
青年・婦人研修室出入口
農業構造改善センター
副出入口
農業構造改善センター
主出入口
屋外調理土間
雑種地
畑
宅地
29,300
45,000
65,000
配置図　S：1/500
附近見取図
訂正
年　月　日
〈県知事登録〉第 1-25-229 号
TEL(0986) 72-2182(代)
FAX(0986) 72-2185
(有) 永吉建築設計事務所
管理建築士 1級建築士 〈大臣登録〉第８４５７５号 永吉 正
製作年月日
年　月　日
担当
工事名称
曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事
図面内容
配置図・附近見取図
縮尺 1/500
設計番号
整理番号
図面番号
A-08

敷地面積			
	底辺（m）	高さ（m）	倍面積（㎡）
①	5.917	2.625	15.532125
②	10.866	3.010	32.706660
③	29.283	8.821	258.305343
④	24.576	1.778	43.696128
⑤	20.896	3.769	78.757024
⑥	10.316	1.143	11.791188
⑦	4.155	0.431	1.790805
⑧	36.117	3.591	129.696147
⑨	42.530	3.448	146.643440
⑩	42.530	21.182	900.870460
⑪	22.493	5.425	122.024525
⑫	10.538	2.532	26.682216
⑬	8.868	2.435	21.593580
⑭	3.251	0.827	2.688577
⑮	43.991	5.265	231.612615
⑯	45.668	3.735	170.569980
⑰	53.797	15.955	858.331135
⑱	19.846	1.075	21.334450
⑲	69.007	10.803	745.482621
⑳	19.559	3.376	66.031184
㉑	78.958	3.251	256.692458
㉒	79.620	0.374	29.777880
㉓	110.241	20.612	2272.287492
㉔	39.193	3.639	142.623327
㉕	19.131	1.414	27.051234
㉖	112.659	2.300	259.115700
㉗	113.415	41.704	4729.859160
㉘	42.614	11.346	483.498444
㉙	28.065	2.519	70.695735
㉚	16.688	1.695	28.286160
㉛	6.315	0.498	3.144870
㉜	5.255	0.979	5.144645
㉝	113.900	7.751	882.838900
㉞	130.320	19.652	2561.048640
㉟	130.320	49.376	6434.680320
㊱	52.252	2.130	111.296760
㊲	49.440	21.034	1039.920960
㊳	37.782	1.751	66.156282
㊴	28.282	1.830	51.756060
㊵	27.720	5.300	146.916000
㊶	17.517	6.587	115.384479
㊷	129.194	13.437	1735.979778
㊸	129.194	4.717	609.408098
㊹	108.612	1.544	167.696928
㊺	1.597	0.062	0.099014
㊻	108.612	24.176	2625.803712
㊼	55.921	2.378	132.980138
㊽	50.678	2.196	111.288888
㊾	45.355	2.106	95.517630
㊿	39.664	1.961	77.781104
51	33.922	2.237	75.883514
52	26.492	2.017	53.434364
53	23.489	3.747	88.013283
54	63.010	20.225	1274.377250
倍面積　計			30652.579410
敷地面積（㎡）			15326.28

訂正	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL（0986）72-2182(代)　FAX（0986）72-2185

（有）　永吉建築設計事務所

管理建築士　１級建築士〈大臣登録〉第８４５７５号　永吉　正

製作年月日　年　月　日

担当

工事名称　曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事

図面内容　敷地面積求積図

縮尺　1/500

設計番号

整理番号

図面番号　A-09

符号	室名		計算式	計	小計	符号	室名		計算式	計	小計
1	文化展示室		12.00 × 5.00		60.00	16	廊下	5	2.00 × 8.55	17.10	191.80
2	創作活動室		12.00 × 5.00		60.00	17	管理室		6.60 × 8.55		56.40
3	作法室		6.00 × 5.00		30.00		1階床面積				2239.60
4	青年研修室		5.20 × 5.00		26.00						
5	婦人研修室		5.20 × 5.00		26.00						
6	視聴覚室 リハーサル室		10.20 × 5.00		51.00	18	客席		6.00 × 22.50		135.00
7	大ホール 客席		(30.00 × 28.90) － (6.05 × 13.10)		787.70	19	投光室		5.60 × 2.80 × 2		31.40
8	舞　台		13.20 × 33.90		447.50	20	階段室		6.00 × 2.00 × 2		24.00
9	楽屋-1		5.00 × 3.05		15.30		2階床面積				190.40
10	楽屋-2		5.00 × 3.05		15.30						
11	楽屋-3		5.00 × 5.30		26.50						
12	シャワー室		3.50 × 1.55 × 2		10.90	21	音響調整室		4.00 × 5.70		22.80
13	便所	1	12.60 × 6.30	79.40		22	映写室				22.80
		2	3.50 × 1.50 × 2	10.50	89.90	23	調光室				22.80
14	控室		3.00 × 3.43		10.30		3階床面積				68.40
15	ホール ホワイエ		9.37 × 35.75		335.00						
16	廊下	1	50.60 × 1.85	93.60							
		2	4.00 × 5.70	25.50							
			1.20 × 2.27								
		3	3.50 × 6.10	21.40			合　計				2498.40
		4	2.00 × 17.10	34.20							

建築面積表

符号	計算式	計
A	6.30 × 2.60	16.38
B	35.75 × 5.40	193.05
C	8.55 × 2.60	22.23
D	13.10 × 6.05	79.26
E	5.00 × 2.00	10.00
F	10.70 × 5.00	53.50
G	2.27 × 0.80	1.82
	1階床面積	2239.60
	合　計	2615.84

訂正	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL（0986）72-2182(代)　FAX（0986）72-2185
（有） 永吉建築設計事務所
管理建築士 1級建築士 〈大臣登録〉第84575号 永吉 正

製作年月日 年 月 日
担当
工事名称 曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事
図面内容 改修前 求積図・面積表（コミュニティセンター）
縮尺 1/300
設計番号
整理番号
図面番号 A-10

1階 面積求積図 S：1/300

床面積表

符号	計算式	計
A	36.40 × 30.50	1110.20
B	6.175× 13.40	82.75
C	0.175× 6.70 × 2	2.35
D	12.35 × 0.15	1.85
E	2.40 × 5.70	13.68
F	9.625× 13.40	128.98
	（A＋B＋C＋D）－（E＋F）	1054.49㎡
	合 計	318.98坪

建築面積表

符号	計算式	計
E	2.40 × 5.70	13.68
G	2.60 × 30.50	79.30
	1階床面積	1054.49
	合 計	1147.47

訂 正	年 月 日		〈県知事登録〉第 1-25-229 号 TEL（0986）72-2182(代) FAX（0986）72-2185	製作年月日 年 月 日	工事名称 曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事		設計番号	図面番号
	年 月 日		（有） 永吉建築設計事務所	担当	図面内容 求積図・面積表（農業構造改善センター）	縮尺 1/300	整理番号	A-11
	年 月 日		管理建築士 1級建築士〈大臣登録〉第84575号 永吉 正					
	年 月 日							

床面積表

符号	室名		計算式	計	小計	符号	室名		計算式	計	小計
1	文化展示室		12.00 × 5.00		60.00	16	廊下	5	2.00 × 8.55	17.10	191.80
2	創作活動室		12.00 × 5.00		60.00	17	管理室		6.60 × 8.55		56.40
3	作法室		6.00 × 5.00		30.00	24	太鼓倉庫		5.38 × 5.635		30.20
4	青年研修室		5.20 × 5.00		26.00		１階床面積				2269.80
5	婦人研修室		5.20 × 5.00		26.00						
6	視聴覚室 リハーサル室		10.20 × 5.00		51.00	18	客席		6.00 × 22.50		135.00
7	大ホール 客席		(30.00 × 28.90) − (6.05 × 13.10)		787.70	19	投光室		5.60 × 2.80 × 2		31.40
8	舞　台		13.20 × 33.90		447.50	20	階段室		6.00 × 2.00 × 2		24.00
9	楽屋-1		5.00 × 3.05		15.30		２階床面積				190.40
10	楽屋-2		5.00 × 3.05		15.30						
11	楽屋-3		5.00 × 5.30		26.50						
12	シャワー室		3.50 × 1.55 × 2		10.90	21	音響調整室		4.00 × 5.70		22.80
13	便所	1	12.60 × 6.30	79.40		22	映写室				22.80
		2	3.50 × 1.50 × 2	10.50	89.90	23	調光室				22.80
14	控室		3.00 × 3.43		10.30		３階床面積				68.40
15	ホール ホワイエ		9.37 × 35.75		335.00						
16	廊下	1	50.60 × 1.85	93.60							
		2	4.00 × 5.70	25.50							
			1.20 × 2.27								
		3	3.50 × 6.10	21.40			合　計				2528.60
		4	2.00 × 17.10	34.20							

建築面積表

符号	計算式	計
A	6.30 × 2.60	16.38
B	35.75 × 5.40	193.05
C	8.55 × 2.60	22.23
D	13.10 × 6.05	79.26
E	5.00 × 2.00	10.00
F	5.065 × 5.00	25.33
G	2.27 × 1.80	4.09
	１階床面積	2269.80
	合　計	2620.14

訂正	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL(0986)72-2182(代)　FAX(0986)72-2185
（有）　永吉建築設計事務所
管理建築士 1級建築士〈大臣登録〉第84575号 永吉 正

製作年月日	工事名称	設計番号	図面番号
年　月　日	曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事		
担当	図面内容 改修後　求積図・面積表（コミュニティセンター）　縮尺 1/300	整理番号	A-12

訂　正	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

〈県知事登録〉第　1-25-229　号　　TEL（0986）72-2182(代)　FAX（0986）72-2185

（有）　永吉建築設計事務所

管理建築士　1 級建築士〈大臣登録〉第84575号　永吉　正

製作年月日	工事名称		設計番号	図面番号
年　月　日	曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事			
担当	図面内容　1階改修前平面図	縮尺　1/200	整理番号	A-13

増築部分
コンクリート壁
床上げ部分
西側立面図　S：NO. SCALE
増築部分
コンクリート壁
北側立面図　S：NO. SCALE
訂　正
年　月　日
年　月　日
年　月　日
年　月　日
〈 県知事登録〉第 1-25-229 号
TEL (0986) 72-2182(代)
FAX (0986) 72-2185
（有）　永吉建築設計事務所
管理建築士 1 級建築士 〈 大臣登録〉第84575号 永吉 正
製作年月日
年　月　日
担当
工事名称
曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事
図面内容
改修後　西側・北側立面図
縮尺
NO. SCALE
設計番号
整理番号
図面番号
A-15

訂正	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL（0986）72-2182(代)　FAX（0986）72-2185
（有）　永吉建築設計事務所
管理建築士　1級建築士〈大臣登録〉第84575号　永吉　正

製作年月日　年　月　日
担当
工事名称　曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事
図面内容　平面詳細図・部分詳細図
縮尺　1/50　1/30
設計番号
整理番号
図面番号　A-16

符号	型式	数量	6 WD	親子扉				1	1 SS	シャッター				1
法														
姿図			2,000 / 900 / 400						2,000 / 1,500					
取付場所			1F 太鼓倉庫						1F 太鼓倉庫					
内法寸法			W×H	1,300×2,000					W×H	1,500×2,000				
枠			型		見込	210	仕上	木製 CL	型		見込		仕上	ｽﾁｰﾙ SOP
沓摺			型		幅	70	仕上	SUS・HL	型		幅		仕上	
扉			見込	36	仕上	ﾒﾗﾐﾝ化粧合板t=4.0			見込		仕上	ｽﾁｰﾙ SOP		
ガラス			両面フラッシュ扉											
建具金物			丁番SUS・ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠・ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ						ﾃﾞｨﾝﾌﾟﾙ錠					
			ﾌﾗﾝｽ落し・ﾄﾞｱﾁｪｯｸ											
備考														

建具表 S：1/100

壁リスト 1：30

・巾止メ筋は、D10@1000以下とする。

符号		W12	開口部補強要領
壁厚		120	
断面		120 20	80d / 40d / 40d / 開口部
縦筋		D10@200(S)	
横筋		D10@200(S)	
開口補強	縦筋	2-D13	
	横筋	2-D13	
	斜メ筋	2-D13	

訂正	年 月 日		〈県知事登録〉第 1-25-229 号 TEL(0986)72-2182(代) FAX(0986)72-2185	製作年月日 年 月 日	工事名称 曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事		設計番号	図面番号
	年 月 日							
	年 月 日		（有） 永吉建築設計事務所	担当	図面内容 建具キープラン・建具表 耐火構造標準図	縮尺 図示	整理番号	A-17
	年 月 日		管理建築士 1級建築士〈大臣登録〉第84575号 永吉 正					

太鼓倉庫
既存木製棚移設
1:30
3,910
60*60@450
1,100
仕 様
柱 ： 杉材一等材 8585
框 ： 杉材一等材 8585
根 太：杉材一等材 6060
棚 板：t12ラワン合板 ステン45釘打ち
※ カット部分については、現場打合せの上施工する事
※ 転倒防止措置を行う事
2,470
690
890
200
▼カット部分
太鼓倉庫
新設木製棚
1:30
1,900
750
2,270
仕 様
柱 ： 杉材一等材 8585（フレーナー仕上寸法）
框 ： 杉材一等材 8585（フレーナー仕上寸法）
根 太：杉材一等材 6060（フレーナー仕上寸法）
棚 板：t12ラワン合板 ステン45釘打ち
※ 転倒防止措置を行う事
太鼓倉庫
既存木製棚 上部棚板カット
1:30
55*55@430
6,280
1,050
2,900
600
1,100
▲ カット部分
仕 様
柱 ： 杉材一等材 9090
框 ： 杉材一等材 9090
根 太：杉材一等材 5555
棚 板：t12ラワン合板 ステン45釘打ち
※ カット部分については、現場打合せの上施工する事
訂 正
年 月 日
〈県知事登録〉第 1-25-229 号
TEL(0886)72-2182(代)
FAX(0886)72-2185
(有) 永吉建築設計事務所
管理建築士 1級建築士 〈大臣登録〉第84575号 永吉 正
製作年月日
担当
工事名称
曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事
図面内容
既存木製棚・新設木製棚詳細図
縮尺 1/30
設計番号
整理番号
図面番号
A-18

訂 正	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL(0986)72-2182(代)　FAX(0986)72-2185

(有) 永吉建築設計事務所

管理建築士 1級建築士〈大臣登録〉第84575号 永吉 正

製作年月日	工事名称	設計番号	図面番号
年 月 日	曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事		
担当	図面内容 3階平面図（トレース） 縮尺 1/300	整理番号	A-21

訂正	年　月　日		〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL(0986)72-2182(代)　FAX(0986)72-2185	製作年月日　年　月　日	工事名称　曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事		設計番号	図面番号
	年　月　日							
	年　月　日		(有)　永吉建築設計事務所	担当	図面内容　東側・西側立面図（トレース）	縮尺　NO. SCALE	整理番号	A-23
	年　月　日		管理建築士 1級建築士〈大臣登録〉第84575号　永吉　正					

南側立面図　S：NO.SCALE
北側立面図　S：NO.SCALE
訂　正
年　月　日
年　月　日
年　月　日
年　月　日
〈県知事登録〉第 1-25-229 号
TEL(0986) 72-2182(代)
FAX(0986) 72-2185
（有）　永吉建築設計事務所
管理建築士 1級建築士〈大臣登録〉第84575号 永吉 正
製作年月日
年　月　日
担当
工事名称
曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事
図面内容
南側・北側立面図（トレース）
縮尺 NO.SCALE
設計番号
整理番号
図面番号
A-24

(特記仕様書)

Ⅰ 工事概要

1. 工事名称　曽教26-8末吉総合センター倉庫増床に伴う電気設備
2. 工事場所　曽於市末吉町諏訪方地内
3. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積(㎡)	延面積(㎡)	消防法施行令別表第一区分	備考
末吉総合センター	RC	3		2498.4	1項(イ)	

4. 工事種目 (○印のついたものを適用する)

工事種目	建物別及び屋外					
						屋外
1 電灯設備	○					
2 動力設備	○					
3 電熱設備						
4 雷保護設備						
5 受変電設備						
6 静止形電源設備						
7 発電機設備						
8 構内情報通信網設備						
9 構内交換設備						
10 情報表示設備						
11 映像・音響設備						
12 拡声設備						
13 呼出し設備						
14 テレビ受信設備						
15 テレビ電波障害防除設備						
16 監視カメラ設備						
17 電気時計設備						
18 防犯・入退室管理設備						
19 火災報知設備・防火防排煙設備						
20 中央監視制御設備						
21 構内配電線路						
22 構内通信線路						
23 撤去工事						

Ⅱ 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 特記仕様及び図面に記載されてない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版(以下「標仕」という。)及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)最新版による。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
なお、機械設備工事の工事仕様書は(/)図、建築工事書の仕様は(/)図による。

2. 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、「・」に ○ 印のついたものを適用する。
○の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

項目	特記事項

①. 工事実績情報の登録 (工事カルテ)
※適用する。

2. 建設リサイクル法
・ 対象工事　⊙ 対象外工事　・ 請負代金の額による

	対象建設工事の種類	規模の基準
対象建築工事	建築物の解体	床面積の合計　80 ㎡
	建築物の新築・増築	床面積の合計　500 ㎡
	建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金の額　1億円
	建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額　500万円

③. 機材等
※設備機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマーク表示のない機材及びその製造者等は、つぎの(1)～(6)の事項を満たすものとする。
(1) 機材等が所要の品質・性能を確保し、試験データが整備されていること。
(2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
(3) 安定的な供給が可能であること。
(4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
(6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
なお、これらの機材を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関((社)公共建築協会 他)が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。

④. 電気工作物の種類
⊙ 一般用　・ 自家用

⑤. 電気工事士
※契約電力500kW以上の場合は、第1種電気工事士により施工を行う。

6. 工事担任者
電気通信事業法第71条に規定する工事担任者
・ AI第一種　・ AI第二種　・ AI第三種
・ DD第一種　・ DD第二種　・ DD第三種　・ AI･DD総合種

⑦. 契約種別
・ 従量電灯(・A ・B ・C)・ 低圧電力　・ 業務用電力　・ 臨時電力
・ 電化でナイト
⊙ 高圧電力(・A ・B)　・ 主任技術者(　　　)
※新築における工事目的物の引渡しまでの基本料金及び使用電力料金は、請負者負担とする。

⑧. 施工中の安全確保及び環境保全
※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(建設省告示第1536号)に基づき指定された建設機械を使用する。
※「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する。
(対象機種:バックホウ、ブルドーザ、トラクタショベル、発動発電機、油圧ユニット等但し、ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5Kw以上260Kw以下)を搭載したものに限る。)

⑨. 工事用電力、水、その他
※本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、請負者の負担とする。

10. 工事用仮設物
構内につくることが　・ できる　・ できない

11. 監督員事務所
・ 設けない　・ 設ける(　　号)

⑫ 足場・桟橋類
⊙ 別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。
・ 本工事で設置する。
・ 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成15年4月策定)により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」による「働きやすい安心感のある足場」とし、二段手すり及び幅木の機能を有するものとする。

13. 発生材の処理
(1)引き渡しを要するもの
・ 有り(　　)
(2)引渡しを要するもの以外
・ 構外搬出適正処理
(3)特別管理産業廃棄物
※PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。
(4)再利用又は再資源化を図るもの
・ 有り(　　)

14. 残土処理
・ 構内指示の場所に敷きならし　・ 構内指示の場所にたい積　・ 構外搬出適切処理

⑮ 工事写真
※下記のものを監督職員に提出する。
撮影箇所及び方法については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方(改訂第2版)建築設備編」及び監督職員の指示による。
なお、工事写真の提出は、デジタルカメラとする。

区分	分類・規格	提出部数	備考
着工前	カラー・サービスサイズ	1部	
工事中	カラー・サービスサイズ	1部	
完成	カラー・サービスサイズ (レーザープリンタ使用)	2部	全景については、原則として外構工事完了後とする

⑯ 完成図書
※完成図書(鍵、保証書、取扱説明書等)
⊙ 1部　・ (　　) 部
※設計原図訂正の上、陽画複写図2ツ折り製本 ⊙ 電気工事(A2ｻｲｽﾞ) 1部 ⊙ 建築,電気,管工事全体(A3ｻｲｽﾞ) 1部
※施工図訂正の上、陽画複写図2ツ折り製本 ⊙ 電気工事(A2ｻｲｽﾞ) 1部 ⊙ 建築,電気,管工事全体(A3ｻｲｽﾞ) 1部
⊙ 修正CADデータ　・ 1部　⊙ (1) 部
・ 保全に関する資料等(標仕1.7.3による)
・ 1部　・ (　　) 部
・ 建設副産物実態調査について
※電子データにより、監督職員に提出する　・ 紙面により、監督職員に提出する

⑰ 施工図の取扱い
※施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

18. 耐震施工
※設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 最新版」(国土交通省国土技術政策総合研究所他監修)により、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。
(1)設計用水平地震力
設計用水平地震力は機器の重量に、次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設置場所	耐震安全の分類			
	・特定の施設		・一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階の天井以上	2.0 (2.0) 〈2.0〉	1.5 (2.0) 〈1.5〉	1.5 (2.0) 〈1.5〉	1.0 (1.5) 〈1.0〉
1階天井～上層階の床	1.5 (1.5) 〈1.5〉	1.0 (1.5) 〈1.0〉	1.0 (1.5) 〈1.0〉	0.6 (1.0) 〈0.6〉
1階の床以下	1.0 (1.0) 〈1.5〉	0.6 (1.0) 〈1.0〉	0.6 (1.0) 〈1.0〉	0.4 (0.6) 〈0.6〉

(注) ( )内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
〈 〉内の数値は水槽類に適用する。

上層階の定義
6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建ての場合は上層3階、13階以上の場合は上層4層とする。

(2)設計用鉛直地震力
設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

※重要機器
・ 配電盤　・ 自家発電装置　・ 直流電源装置　・ 無停電電源装置
・ 交換機　・ 火災報知受信機　・ 中央監視装置

⑲ 電線本数・管路など
※ 分電盤、制御盤及び端子盤等の二次以降の配線経路は、電線太さ、電線本数及び管径等は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。
また、機械室等の床配線は図面上PF管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。
※ ケーブルがハンドホールを経由する場合、最初と最後のハンドホール内で一巻の余長をとること。

20. 形状・寸法等
※ 姿図の形状寸法等は、図面表示と多少相違してもよい。

21. 予備配管
※ 埋込、露出分電盤の場合は予備の配線用遮断器数に応じ、次のように予備配管を設ける。
天井スラブの場合　天井又は梁下200mmまで仕上げジョイントボックス取付
二重天井の場合　天井内まで仕上げ、ジョイントボックス取付
配管　予備の配線用遮断器　4個以下…(PF22相当)×2
5個以上…(PF22相当)×4

22. 屋外の支持金物及びプルボックス
※屋外の支持金物、ボルト及びナットなどは、溶融亜鉛めっき仕上げ又はステンレス製とする。
屋外に使用するプルボックスは、図面に特記なき場合は、ステンレス製とする。

㉓ 塗色
※盤類、電線管その他の塗装色は、特に指示しない場合は、2.5Y9/1とする。

24. 呼び線
※長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。

㉕ プレートの材質
フラッシュプレート　⊙ ステンレス又は新金属　・ 樹脂製(カラープレート含む)
フロアプレート　・ 砲金製　・ アルミ合金製

26. カバープレート及びノズルプレート等の刻印
※刻印の直径は10mm、文字は黒色とし下記による。
電灯 (L)　動力 (P)　電話 (T)　表示 (I)
電気時計 (C)　電鈴 (B)　ｲﾝﾀｰﾎﾝ (t)　放送 (H)
ﾃﾚﾋﾞ共聴 (TV)　火報 (F)　防犯 (S)　ガス漏れ (G)
ｼﾙﾊﾞｰｹｱ (N)　LAN (LAN)
※コンセントプレートには、回路番号を表示すること。

㉗ その他の表示
※スイッチ、コンセントで用途の判別のし難いもの及び2連以上のスイッチは表示する。
ハンドホール・マンホールのふたは、下図による。用途種別を刻印する。

28. 地中線の埋設標
※構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。
・ 鉄製(　　箇所)　・ コンクリート製(4 箇所)

29. 標識シート
※標識シートは、2倍長以上重ね合せを使用し、低圧地中幹線路及び通信地中幹線路にも設ける。

㉚ 電路の保護
※特記のない引き下げ部分及び露出部分の配線はMM2にて保護する。
※貫通部分の配線は、金属管などにて保護する。

31. 接地極
※接地極の材料は下記による。

接地種別	接地極
A種	EP(ｱｰｽﾌﾟﾚｰﾄ 1.5t×900×900銅板)
B種	EP(ｱｰｽﾌﾟﾚｰﾄ 1.5t×600×600銅板)
C種及びD種	EB(ｱｰｽﾌﾞﾛｯｸ D=14, L=1,500, より線22°×300 銅製接地棒) 接地線太さ30mm以上は2本使用

㉜ 蛍光灯器具
Hf蛍光灯安定器は、記載無き場合はPH型とする。

㉝ 照明器具の接地
・ コードペンダント以外の放電器具及び水気のある場所の白熱灯器具は接地する。
なお、金属管配線の場合は、配管を利用してもよい。(乾燥した場所のコンパクト器具(27W以下)を除く)

㉞ 電線類
※本工事においては、EM電線・EMケーブルを原則使用するものとする。
※ビニル電線等を使用する旨の記載があるものは、EMケーブルの規格に読みかえ使用する。
※EMケーブルの電線の色別は、原則として標仕による。
ただし、ケーブルの一心を接地線として使用する場合は、緑色の心線とする。

35. コンクリート工事
(1)コンクリート製造工場の選定
※JIS表示認定工場で、生コンクリート品質管理監査会議の監査に合格した工場
上記工場で製造されたレディーミクスコンクリートを使用する場合には、「品質管理監査合格証」の写し及び「配合報告書」のみの提出とし、セメント、骨材、練り混ぜ水、混和剤の試験成績表及び配合計算書の提出を省略することができる。
・上記以外の工場

(2)小規模工事の品質管理試験
小規模工事(1工種の総使用量が50m3未満)のうち、構造上の安全確保が必要な部分を除き、1日の打設量が10m3未満の場合は、JIS表示認定工場の品質証明書(別途様式)の提出により、スランプ試験、空気量試験、塩化物試験、コンクリート強度試験を省略することができる。
ただし、監督員の指示があった場合は、この限りではない。

Ⅲ 機器取付高

設計図書に特記なき壁付、壁掛形の機器等の取付高は下表を標準とし、監督員の承諾を得るものとする。

名称	測点	取付高(mm)	名称	測点	取付高(mm)
取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	端子盤	天井下～上端	200(上端1,900以下)
引込用計器	地上～中心	1,800～2,200	中間端子盤(EPS、電気室)	床上～中心	1,500
引込開閉器箱(低圧)	床上～上端	1,500	集合保安器箱	天井下～上端	200
分電盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500(上端1,900以下)	壁付電話機	床上～中心	1,300
開閉器箱	〃	1,500	親時計	床上～中心	1,500(上端1,900以下)
ホーム分電盤	〃	(天井高)×0.9	子時計・スピーカ	〃	(天井高)×0.9
スイッチ(一般)	〃	1,300	アッテネータ	〃	1,300
〃 (24h換気用)	〃	2,000	増幅器用位置ボックス	〃	500
〃 (身体障害者用)	〃	900	出退表示盤	〃	(天井高)×0.9
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ	〃	300	発信器(出退表示用)	〃	1,300
直列ユニット(一般)			ベル・ブザー・チャイム	〃	(天井高)×0.9
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ	〃	200			
直列ユニット(和室)			インターホン	〃	1,300
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ	台上～中心	150	ｲﾝﾀｰﾎﾝ子機(身障者用)	〃	1,100
直列ユニット(台上)			壁付位置ボックス(一般)	〃	300
コンセント	ｶﾞｽｺｯｸとの離隔	200以上	壁付位置ボックス(和室)	〃	200
コンセント(車庫)	床上～中心	800	呼出ボタン(身体障害者用)	〃	900
			復帰ボタン(〃)	〃	1,800
壁付灯(一般)	〃	2,100～2,300	廊下表示灯(〃)	〃	2,000
壁付灯(踊場)	〃	2,000～2,500	シルバーケア用位置ボックス	〃	900
壁付灯(鏡上)	鏡上端～中心	150			
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上	火報受信機(複合盤)	床上～操作部	800～1,500
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下	副受信機、総合盤、発信器	床上～中心	800～1,500
操作スイッチ押し釦	床上～中心	1,300	警報ベル	〃	(天井高)×0.9
警報盤	〃	1,800	表示灯	〃	(天井高)×0.8
給油ボックス	地上～給油口	1,000	連動制御器(自動閉鎖)	〃	1,500
ｻｰﾓ・ﾋｭｰﾐﾃﾞｨ用位置ﾎﾞｯｸｽ	床上～中心	1,500	ガス漏れ検知器(LPガス)	〃	300
			〃 (都市ガス)	天井面～中心	(天井面)-200

(注) 天井高3,000mm以上の場合は、監督員と協議する。

Ⅳ 他工事との取合い

工事内容				本工事(電気工事)	建築工事	機械設備工事
機器の基礎	電気関係	配電盤、制御盤の基礎	屋内			
			屋外			
			屋上			
		自家用発電機の基礎(アンカーボルト除く)				
		テレビアンテナ基礎(〃)				
		避雷針の基礎(〃)				
	機械関係	屋内設備				
		屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)				
		屋外設備				
	架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)					
	特記した基礎(電気及び機械関係以外)					
開口部	梁、床、壁 貫通スリーブ	補強を要するもの				
		補強を要しないもの				
	梁、床、壁 貫通部型枠	補強を要するもの				
		補強を要しないもの				
	軽量鉄骨下地、壁、天井ボード類の切込	補強を要するもの				
		補強を要しないもの				
	埋込形分電盤、端子盤等の型枠	補強を要するもの				
		補強を要しないもの				
	上記の開口部の補強					
	上記の開口部の墨だし					
	スリーブの穴埋(型枠の穴埋を含む)					
	OAフロアー用配線器具					
点検口	床、天井、壁					
外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む					
湯沸かし室のフード						
換気扇の取付枠						
流し台	排水トラップ共					
防油提	オイルサービスタンクの防油提		自家発用			
			空調用			
床下水槽のマンホール						
屋外配水管	雨水					
	汚水、雑排水					
雨水立管(たてどい)						
多目的用便所手すり						
はめ込形洗面器用カウンター(前板共)						
ガスボンベ転倒防止用の鎖						
電気配管配線	自動ドア及び電動ｼｬｯﾀｰなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ					
	防火扉レリーズ					
	電極棒					
	配線ピット及びふた					
	機器などへの接続(1次側)			●		
	機器附属の制御盤以降の配管配線(接地共)					
	機器附属の制御盤への電源供給配管配線					●
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線					
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線					
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチとの渡り配管(接地共)					
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチとの渡り配線					
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチ					
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックス					
	個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)					●
	煙感知器から連動操作盤を経て防煙ダンパに至る配管配線					
	小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線					
ガス漏れ検知器						
電気錠	電気錠及び通電金具					
	TENキー及び制御盤					
エレベーター出入口三方枠						
シャワーユニット、バスユニット、洗濯機パン						
システム天井	ボード、Tバー					
	照明ライン設備プレート					
	空調ライン設備プレート					

訂正	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL(0986) 72-2182(代)　FAX(0986) 72-2185
(有) 永吉建築設計事務所
管理建築士 1級建築士 〈大臣登録〉第84575号 永吉 正

製作年月日　年 月 日
担当
工事名称　曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事
図面内容　電気設備 特記仕様書
縮尺　NO.SCALE
設計番号
整理番号
図面番号　E-01

訂正　年　月　日
〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL（0986）72-2182（代）　FAX（0986）72-2185
（有）永吉建築設計事務所
管理建築士 1級建築士〈大臣登録〉第８４５７５号 永吉 正
製作年月日　年　月　日
担当
工事名称　曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事
図面内容　電気設備　1階平面図
縮尺　1/200
設計番号
整理番号
図面番号　E-02

照明器具意匠図

※型番は参考とする。

A	ＦＨＦ３２Ｗ×２	反射笠付

1. 特記なき配線器具は下記の通りとする。（スイッチはネーム付とする。）	
(記号)	埋込タンブラ （新金Ｐ） １Ｐ１５Ａ×１ ネーム
(記号)	埋込タンブラ （新金Ｐ） １Ｐ１５Ａ×１ ＋確認表示灯 ネーム
(記号)2	埋込コンセント（新金Ｐ） ２Ｐ１５Ａ × ２
S	煙感知器（光電式）２種
(記号)	丸型露出ボックス

特記

1. 天井が無い為、コンクリート壁 スラブ下露出配管とする。
2. 照明器具は全て接地工事を施す事。
3. 照明器具は全てガード付とする。
4. 二重天井内はケーブル工事とし、立上り引下げ個所、壁貫通部分及び
   コンクリート埋込は適合するＥＰ管にて保護すること。

（１）特記なき配管配線は下記による。

電灯コンセント設備

記号	配管配線
---//\---	ＥＭ－ＩＥ１．６×２＋Ｅ１．６（ＥＰ１９）
---///---	ＥＭ－ＩＥ１．６×３＋ （ＥＰ１９）
---/ 5---	ＥＭ－ＩＥ１．６×４＋Ｅ１．６（ＥＰ２５）
---/ 5 (2.0) (1.6)---	ＥＭ－ＩＥ２．０×２＋ＩＥ１．６×２+Ｅ１．６（ＥＰ２５）

13　14
2,000　5,000
5,000
5,700
(イ)　(イ)　(イ)　(イ)
Ⓐ －４
S
増築部分
貫通工事
3
2
/5
5(2.0)
(1.6)
至る別図参照
貫通工事
Ｐ
400×400×400(金属製)
ＥＭ－ＡＥ1.2×４ｃ（ＥＰ１９）
貫通工事
S
楽屋１

電気設備　平面詳細図　S：1/50

訂正	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

〈 県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL (0986) 72-2182(代)　FAX (0986) 72-2185

（有） 永吉建築設計事務所

管理建築士 １ 級建築士 〈 大臣登録〉第８４５７５号 永吉 正

製作年月日	工事名称		設計番号	図面番号
年 月 日	曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事			
担当	図面内容 電気設備 平面詳細図	縮尺 1/50	整理番号	E-03

特　記　仕　様　書

建物概要	構　造	●RC　○SRC　○S　○W
	階	地下　階　地上　階
	延べ床面積	㎡（対象面積　㎡）
	建物用途	建築基準法別表第一
		消防法施行令別表第一

工　事　項　目

給排水衛生工事		空気調和工事
○衛生器具工事	○消火工事	●空気調和工事
○給水工事	○ガス工事	●換気工事
○排水工事（含通気）	○浄化槽工事	
○給湯工事	○厨房器具工事	

Ⅰ　一般事項

1．本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２２年版）同上監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２２年版）並びに国土交通省住宅局監修の公共住宅建設工事共通仕様書（平成２２年版）（以下標準仕様書という）、国土交通省国土技術政策総合研究所監修建築設備耐震設計・施工指針（２００５年版）による。

2．本工事の使用資材の品質、規格、種別等は、本特記による。

3．本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて請負業者の負担とする。

4．施工計画書は、着工に先だち、監督員に提出する。

5．本工事に下記の当該職種別技能士を適用させる。（但し●印のみ）
○配管技能士　○ダクト板金技能士　○熱絶縁施工技能士　○冷凍、空気調和機器施工技能士〔　標P－15　1．5．2〕

6．本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員に連絡して立会検査もしくは指示に従うこと。〔　標P－16　1．5．6〕

7．設計図書に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては、原則として請負金の範囲内で施工する。

8．発生材の処置については、監督員の指示によること。〔　標P－10　1．3．9〕

9．本工事の施工に伴う既設建物の破損箇所は従来にならい復旧する。

10．前払金について
○契約金額の４０%の範囲内で請求することができる。
○出来高予定額の４０%の範囲内で請求することができる。
{契約会計年度の率は，契約金額の　　%程度，次年度の率は　　%程度である
○建設工事請負契約書第５２条第３項を適用し，原則として契約会計年度に翌会計年度分も含めて，契約金額の４０%の範囲内で請求することができる。

11．中間前金払い又は部分払いについて
本工事において，中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。
1）中間前金払い
○中間前金払いを選択した場合，部分払いは行わない。
○中間前金払いを選択した場合でも，契約会計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。{契約会計年度出来高予定　　%}
中間前金払いは契約金額の２０%以内とし，前金払いとの合計額が契約額の６０%を超えないものとする。
2）部分払い
本工事で前払い金を支払ったものについては２回、支払いがなされていないものについては３回を超えて部分払いをすることはできない。

12．「工事カルテ」の作成の必要がある場合（工事請負代金が５００万円以上）には，工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し承諾を受けた後に，（財）日本建設情報総合センターに登録するとともに登録結果（工事カルテ受領書）の写しを監督職員に提出すること。（受注時，変更時及び完成時）
ただし，期間については契約締結後，土，日，祝日を除く１０日以内とする。〔　標P－5　1．1．4〕

13．下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について
1）請負業者は，工事の一部を下請に付する場合は，施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。ただし，管内に対象業者がいない場合は，県内業者も可とする。
2）請負業者は，前項で定めた建設業者を活用しない場合は，施工計画書等の提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督員に提出すること。

14．県産資材等の優先使用について
1）工事に使用する資材については，県内で産出，生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし，さらに，県産資材以外の資材等についても，県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
2）請負業者は，前項で定めた県産資材等を使用しない場合は，材料承諾願の提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督員に提出すること。

15．各工種の施工にあたっては，関係法令に定められた有資格者を配置すること。

16．ダンプトラック等による過積載等の防止について
1）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
2）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
3）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
4）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み，法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進すること。
6）下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては，交通安全に関する配慮に欠けるものまたは，業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
7）1）～6）のことにつき，下請契約における受注者を指導すること。

Ⅱ　特記事項

1．特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督員の承諾を得ること。なお、特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。
2．建設工事との取合	壁面、天井面等に機器取付のため必要な開口部等を設ける場合の施工の範囲は、設計図書等に明記のない場合は、監督員の指示によること。
3．別契約との関係工事	別契約の関係工事については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進ちょくを図るものとし、疑問が生じたら監督員の指示によること。
4．施工過程における調整	工事現場進行の過程における調整については、地域振興局・支庁の建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。
5．完成図	設計原図を施工現場と一致するよう訂正をした後、下記製本およびCD－ROMを提出する。訂正した原図は監督員に返納する。完成図の提出期限は工事契約期間の終了する日以内とする。〔　標P－18　1．7．2〕（●A－4版1部，●A－3縮小版2部，○A－1サイズ　部）
6．試験成績書	都市ガス設備、液化石油ガス設備は、ガス供給事業者の規定する気密試験成績書を２部提出する。県指定様式による。その他の試験成績書は監督員の指示による。〔　標P－16　1．5．5〕〔　標P－17　1．7．1〕
7．申請書類	本工事の施工に必要な官公署への申請書類は原本またはその写しを２部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。〔　標P－5　1．1．3〕〔　標P－17　1．7．1〕
8．保守指導案内書	本工事の機械設備について保守管理上必要な案内書をワープロ等にて２部作成し、完成図と一緒に提出する。（A－4版）〔　標P－18　1．7．3〕
9．工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末見込みの出来高等を当月の２０日までに監督員に提出する。（A－4版）
10．工事写真	工事写真は、工程写真と完成写真とする。工程写真は、工事工程に応じて撮影し、工程順に整理したものを請負者にて保管する。 なお、工程写真の提出を監督員が指示した場合は、出来高報告書と共に提出し、確認を受けること。また、施工された設備の全部もしくは一部が地中又は水中に埋没あるいはコンクリートに埋込まれる設備は写真で確認できる様にすること。必要に応じてスケール写し込みとする。 工事写真は次の条件を満たすものであること。 （1）原則として，電子媒体による写真を使用するものとし，デジタルカメラの有効画素数１００万画素以上、プリンターは、フルカラー３００dpi以上の機能を有する機種とし、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで、３年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。 （2）「現行のカラー写真」と電子媒体による写真の混合管理は原則として行わないこと。 （3）現行のカラー写真も可とする。 （4）請負者は、完成検査若しくは工事目的物引渡が完了するまで写真管理に利用した電子媒体を保管すること。（A－4版）〔　標P－7　1．2．4〕
11．工事打合簿	工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことが出来る。

※この特記仕様書における参考ページの略号は以下のとおりとする。
標＝標準仕様書，監＝監理指針，図＝標準図

修正履歴：H230816

Ⅲ　特記仕様（下記項目及び特記事項中●印を付けたものを本工事に適用）

項　目	特　記　事　項
①共通事項	
1．環境への配慮	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより，環境負荷を低減できる機器及び材料を選定するように努める。〔　標P－11　1．4．1〕
2．機　材	使用資機材は，原則新品とし，JIS・JWWA等標準仕様書に定められた規格品とする。 使用機材は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」記載品、または同等品以上のものとする。〔　標P－11　1．4．2〕
3．化学物質を放散する建築材料等	塗料，接着剤，保温材等の材料については，原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「F☆☆☆☆」の材料を使用すること。〔　監P－62　1．4．1〕
4．防火区画貫通部	区画貫通の管類は、建築基準法に従い施工する。なお、その際の充填材はモルタルまたはロックウールとし、保温材はロックウールとする。 国土交通大臣認定工法（防火パテ等）の使用も可。〔　標P－77　2．8．1，監P－279　2．8．1〕
5．配管用のスリーブ	地中部分等で水密を要する部分はつば付鋼管とし，地中部分で水密を要しない部分のスリーブは，ビニル管とする。 上記以外は原則として亜鉛鉄板製とするが，柱及び梁以外の個所で，開口補強が不要であり，かつ，スリーブ径が２００mm以下の部分は，紙製仮枠として良い。 〔　標P－51　2．2．24〕〔　標P－77　2．8．1〕〔監P－279～284〕
6．専用工具の使用	塩ビライニング鋼管、ポリ粉体鋼管及び外面被覆鋼管は、帯のこ盤又は丸のこ機などで切断し、パイプカッターによる切断は禁ずる。ねじ切り機は、自動切り上げ装置付とする。 ねじ切りに際しては、ねじゲージを使用して適正（JISねじ）に切られているか確認する。 （施工手順を撮影の上，工程写真に表す。）〔　標P－61　2．5．1〕
7．配管接合材	事業者からの指定がある場合を除き，原則としてライニング鋼管はヘルメシール８８同等とする。〔　標P－51　2．2．25〕
8．支持金物類	屋外、ピット内及び多湿箇所の支持金物類はステンレス鋼製とする。
9．外面被覆鋼管の傷部補修	埋設施工される外面被覆鋼管（内外面被覆含む）については，継手スリーブ端及びチャック・パイプレンチの傷部分にプラスチックテープを巻くこと。（露出部分は原則不要）〔　監P－224　2．5．4〕
10．鋼管の傷部補修	鋼管（内面被覆鋼管含む）については，ねじ込んだ後，残りねじ部及びチャック・パイプレンチの傷部分に，十分さび止めペイントを塗布すること。〔　監P－209　2．5．2〕
11．排水横引管への接続	原則としてY管接続とする。（ドレン配管含む）
12．建物導入部の配管	管のたわみ性を利用した方法（スリークッション）で施工する。エルボ×５〔　図P－102〕
13．標準埋設深さ	ビニル管（一般４５０H・車路６００H）　鋼管（一般３００H・車路６００H）〔　標P－76　2．7．2，監P－275　2．7．2〕
14．土中埋設鋼管類（エラス，コート継手及び排水用鋼管もこの項に準じる）	外面を被覆していない鋼管は、プライマーを塗布のうえ、防食テープ１／２重ね１回巻きをさらにプラスチックテープ（JISZ　1901に準じたもの、厚さ0．4mm）で1／2重ね1回巻きを行う。 また、継手等の部分は，ペトロラタム系の充填材を詰め，表面を平滑にしたうえで防食シートで包みプラスチックテープを１／２重ね巻１回巻きとする。 （施工手順を撮影の上、工程写真に表す。）〔　標P－76　2．7．3〕
15．コンクリート埋設鉛管・鋼管	プラスチックテープ（JISZ　1901に準じたもの、厚さ0．4mm）で1／2重ね1回巻を行う。〔　標P－76　2．7．3〕
16．埋設管表示テープ	下記の埋設管には、管頂部全長にわたって、粘着材付表示テープを貼り付ける。 ○直結給水管（上水道本管接続部）<紺色>　○給水管（水槽以降）<空色> ○揚水管（受水槽～高置水槽間）<茶色>　○井水管<白色> ○消火管<橙色>　●ガス管<緑色>
17．埋設管標識シート	各種管上部（地表から１５０mm程度の深さ）にビニール製標識シート（巾１５０）を埋設する。（排水管は除く）〔　標P－76　2．7．1，監P－273　2．7．1〕
18．埋設標	土中埋設のガス管、給水管及び消火管の分岐曲り部に設置する埋設標は次のとおりとする。（設置箇所は図示による） ・未舗装部分は，アルミ製表示盤をコンクリート（２００φ×３００）で巻き込んだものを，ステンレス線で配管に緊結の上設置する。 ・舗装部分は，キャッツアイを専用工具を用いて設置する。
19．弁類	水槽以降の配管には5K型，その他は１０K型。（JIS規格）　○水道事業者指定（　　　） 内面をライニングした管に使用するねじ込み式の弁等には管端防食継手の規定に準じた管端コアを備えたものとする。 呼び径６５以上の弁は外ネジ式とする。（水道用ソフトシール弁は除く）〔　標P－41　2．2．1〕 呼び径５０以下の揚水ポンプ付属逆止弁はバイパス弁付きでもよい。 呼び径６５以上の仕切弁、逆止弁はライニング弁とする。 屋内オイルタンク及びオイルサービスタンクの最高液面以下に設ける元バルブ及びドレンバルブはJIS　B2071（鋳鋼１０K外ねじ仕切弁）または同等以上によるものとする。 （所轄消防署の承認するもの）〔　標　P－41　2．2．1〕
20．屋外露出の弁類	防露・保温の上ステンレス鋼板による外装を施し、弁棒はグリスアップする。
21．埋設弁類の防食措置	弁桝内等の直接土砂に接触しない個所に弁類を設置する場合には，防食措置は原則不要とする。ただし，水道事業者の指定工法がある場合および，鋼管ねじ部分については防食を行うこと。
22．機器の防振措置	振動を発生する機器については，ダブルナットで固定し，かつ防振措置を施すこと。（特記無き場合は防振吊り金具，防振パットとする。）
23．可撓継手	（下表）

23．可撓継手						
ステンレス製	水用	管　径	25以下	32～50	65～150	200以上
		全　長mm	300以上	500以上	750以上	1，000以上
	油用	管　径	20　以下	25　～　40	50　～　100	
		全　長mm	300以上	500以上	700以上	
合成ゴム製（水用）		管　径	40　以下	50　～　80	100以上	
		全　長mm	300以上	500以上	700以上	

（油用で管径４０以上は消防法令適合品とする）（鋼製フランジ付）〔　標　P-47　2.2.8〕

項　目	特　記　事　項
24．防振継手	鋼製フランジ付〔　標　P－46　2．2．7〕
25．既製コンクリート桝	厚さ100mmとする。〔　図　P－87～92　〕
26．サービスタンクの油面計	○ゲージ式（側圧式）　○ガラス管式（流出防止形）〔　標　P－54　2．3．4〕
27．標識その他	機器類・弁類・保守工具及び配管等には適宜その名称、内容及び矢印等を記入、もしくはプラスチック製札に刻印したものを取り付ける。 （パイプシャフト・ピット内など隠ぺい部の配管類は，文字シール貼り付けでも良い） 必要に応じ消防法，ガス事業法，液石法などによる標識（危険物・火気厳禁他）を設置する。〔　標P－18　1．7．4〕 （例）・弁類に取り付ける場合は，小判型樹脂製札をSUS針金または耐候インシロックで取り付け。彫り込み文字は　表面：「○○系統」　裏面：「○○A（口径）」 ・桝蓋の裏に取り付けの場合は，表面に「○○系統　○○A（口径）」彫込み，接着剤にて取付け。 ・常時開，閉等の注意書きは，用途に応じて追記のこと。
12．マニフェスト	（1）産業廃棄物となる資機材は，産業廃棄物管理票制度（マニフェストシステム）により適正に処理すること。 （2）検査時には，マニフェストシステム関係書類の控えを提出し産業廃棄物の処理が適正に行われたことの確認を受けること。 （3）関係書類は施工者にて5年間保管すること。〔　標P－10　1．3．9〕
13．産業廃棄物税	本工事により発生する建設廃棄物のうち，焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には，産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
14．施工中の安全確保及び環境保全	（1）台風など風水害による現場被害が予想される場合は，事前の現場養生を確実に行い災害の予防に努めること。 （2）なお，事前の対策完了報告および事後の現場状況報告を，書面にて監督職員に提出すること。（盆，正月等長期間現場運営を休止する場合も同様とする） （3）塗装，シーリング材，接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては，当該製品の製造者が作成した化学物質等安全データーシート（MSDS）を常備し，記載内容の周知徹底を図り，作業者の健康，安全の確保及び環境保全に努める。〔標P－9　1．3．5，P－10　1．3．8〕
15．解体等作業時の石綿対策	解体及び改修作業において，石綿含有建築材料を撤去する必要が生じた場合には，ただちに監督職員に報告すると共に，作業においては「石綿障害予防規則」を遵守すること。

2．衛生器具工事　〔　標P-229　1.1.1～P-235　1.1.16〕

1．和風大便器	躯体との緩衝材付、鉛管接続の場合は吊り金物を使用する。和便器と前壁との離隔は，２５０mm程度を確保する。和風大便器用フラッシュバルブ壁面取り付けの場合はF．L．＋８００mm程度とする。〔　標P－272　2．1．2，図P－158〕
2．大便器用洗浄弁	○バキュームブレーカー付フラッシュバルブ（ノンホルディング機構付）〔　標P－234　1．1．12〕 ○ロータンク（防露型）洗浄管固定。　○自動洗浄〔　標P－272　2．1．2，監P－632　1．1．12〕
3．小便器洗浄方式	○フラッシュバルブ　○ハイタンク　○水栓　○自動洗浄〔　標P－229　1．1．2，標P－272　2．1．2，監P－632　1．1．11～1．1．12〕
4．標　示　板	○陶器製　○不要　（器具付属の説明シール等は最寄りに貼り付けのこと。）
5．汚物入	プラスチック製とし、大便器１組に１個とする。YBC２１同等品以上とする。
6．紙巻器	ステンレス鋼板製ワンタッチ形とする。　○シングル　縦型二連〔　標P－230〕
7．水栓類	原則としてJIS規格、JWWA規格（日水協）適合品とし節水こまとする。シングルレバーは上げ吐水方式。〔　標P－234　1．1．10，監P－630　1．1．10，図P－64〕
8．シールテープの除去	水栓類と配管を接合した後の，見えがかり部分の余分なシールテープは，カッター等を使用し丁寧に除去すること。
9．化粧鏡の裏板補強	化粧鏡を壁に取り付けた際の隙間には，鏡の割れを防止するため補強材を設けること。（厚さ4mm程度，ゴムシート等）
10．水栓柱	VB仕様　○９００h　○1，２００h 必要に応じコンクリート根巻き，または壁にバンドにて固定する。
11．器具廻りのコーキング	陶器類，洗濯機パン等については，原則として器具廻りをコーキング処理すること。
12．洗面化粧台の照明器具	洗面化粧台に付属の照明器具については，周波数切り替えスイッチを６０Hzにあわせること。

3．屋内給水工事

1．給水方式	引込み付近水圧（　　）MPa　○水道直結方式　○重力（高置水槽）方式　○加圧送水方式　○直結増圧方式
2．水槽類	○FRP製　○ステンレス製（○一体型　○組立型　○単板構造　○保温構造） タンク本体は，地震力及び地震力によって生ずるスロッシングによって損傷を起こさないような強度を有するものとする。　2m以上は内外はしご付。　マンホールは内蓋及び南京錠付。〔　標P－245　1．4．1，標P－277　2．2．4，図P－66～73〕
3．ポンプ付属品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。〔　標P－235～P－239〕
4．ポンプ電動機	屋外：全閉防まつ形、屋内：（多湿箇所）全閉防まつ形、（その他）防滴保護形〔　標P－24　1．2．1〕
5．ボールタップフロート	○銅板製　○耐食性のある樹脂等　○ステンレス製〔　標P－49　2．2．17〕

4．屋外給水工事

1．継手材	管端防食継手としネジ部にコンパウンド、継手受口の隙間に専用テープを使用すること。（ゴムリング方式は不可）〔　標P－36　2．1．2．5〕
2．量水器	親メーター（○貸与　○買取り）　子メーター（○貸与　○買取り）　○集中検針盤 水道事業者の指定がない限り，乾式直読型とする。〔　標P－49　2．2．14〕
3．量水器桝	呼び径３２までMC－１（４３０×３１０×５５０HフタMB－１）、呼び径４０～６５までMC－２（７１０×５１０×７５０HフタMB－２小窓付）とする。呼び径８０からはMC－３（1100×710×750HフタMB－3小窓付）とする。〔　標P－271　1．8．4，図P－88〕
4．仕切弁桝	呼び径２５までVC―P，呼び径４０までVC－１（１８０×１８０フタB１），呼び径５０～８０までVC－３（３００×３００フタMHA－P３００）とする。 呼び径１００からはVC－５（４５０×４５０フタMHA－P４５０）とする。〔　標P－270　1．8．2，図P－87〕
5．弁桝，量水器の固定	舗装部分以外に設置する弁桝，量水器桝については，コンクリート巻きにて固定のこと。 桝と蓋とは鎖でつなぐこと（鎖は溶融亜鉛めっき仕上げまたはステンレス製）
6．伸縮ジョイント	鋼管とビニル管の接続箇所には、エラス（又はフリー）ジョイントを使用する。

5．屋内排水工事　〔　標P-39～P-41，標P-60　2.4.8〕

1．洗面器等の排水管	洗面器および手洗器に直結する排水立管寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする。
2．床上掃除口直下の曲管	汚水系統に取り付ける床上掃除口直下の曲管は９０°長曲管とする。
3．器具との接続	原則として配管接続とする。（ジャバラ・簡易ゴム接続は不可，専用アダプター使用のこと）
4．通気金物排水通気弁	通気金物　○アルミ（耐食性）　○ビニル製　　排水通気弁　○屋内型　○屋外型
5．排水金物	ネジ込型（掃除口、目皿は差込型とする。）原則として椀は，樹脂製とする。〔　標P－269　1．7．1〕

6．屋外排水工事　〔　標P-270～P-271〕〔　標P-39　2.1.2.6〕

1．マンホールふた	○鋳鉄製（○MHA形　○MHB形　○MHD形）名称入り蓋、鎖付とする。（鎖は溶融亜鉛めっき仕上げまたはステンレス製）〔　図P－３６〕
2．汚水・雑排水桝	既製コンクリート桝使用可。深さ１．２mを超える桝には足掛金物（巾≒１５０以上　防錆処理）を取り付けること。〔　図P－８９～９２〕
3．小口径桝	塩ビ製　○防護蓋T－８（内蓋付き）　○塩ビ蓋ミカゲ（SUS鎖共） ●コンクリート巻（蓋呼び径＋２００）角×１５０h
4．掃除口コンクリート巻	３００×３００×１５０hで掃除口（COA）コンクリート巻込みとする。

7．給湯工事　〔　標P-36～P-39，標P-242〕

1．貯湯槽の材質	○SUS４４４製　○ステンレス鋼板製（電気防食装置付） ○ステンレスクラッド鋼板製（電気防食装置付）　○鋼板製〔　標P－250　1．4．3，図P－74，75〕
2．膨張水槽の保温	ロックウール２号　５０t、外装はステンレス鋼板（０．３t）
3．瞬間湯沸器	耐塩処理（○要　○不要）　配管カバー（○４５０h　○　　） ○設定温度５０℃以下（ガス瞬間湯沸器のダイレクト着火方式で離島の場合）

8．消火工事　〔　標P-36～P-39，標P-252〕

1．屋内消火栓箱	○１号　ホース掛型とする。　鋼製t＝１．６mm　操作方法表示付き ○易操作性１号　日本消防検定協会の鑑定証票が貼付されたもの ○2号〔　標P－252　1．5．2，図P－76～85〕
2．消火栓開閉弁	４５°回転型で１．０MPa型とする（JIS規格）。　○一般型　○定圧定流量型
3．ポンプ付属品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。〔　標P－241　1．2．7，図P－167〕
4．消火管の保温	屋内は原則保温不要。屋外は図示による。

9．ガス工事　〔　標P-281～292，図P-168，P-169〕

1．種類	○都市ガス（発熱量　MJ／m　）　●液化石油ガス（プロパンガス）発熱量５０．２MJ／kg
2．ガスメータ	マイコン型〔　標P－284　2．1．7，P－291　3．1．3．3〕
3．プロパン庫	○有　○特定供給設備　○無　○集合装置＋転倒防止鎖（鎖はステンレス製）
4．接合材	ガス専用接合材を使用すること。
5．継手材	専用継手としネジ部にコンパウンド、継手受口隙間に専用テープを使用すること。器具接続以外のユニオン接続は使用しないこと。
6．絶縁継手	外部から建物内へ引き込まれる箇所の付近の露出配管部に絶縁継手を設ける。〔　標P－287　2．2．5〕
7．施工	有資格者の責任施工とする。使用材料についてはガス事業者の規定に準ずる。

10．浄化槽工事　〔　標P-301～318〕

1．型　式	建設省告示１２９２号（最終改正第１５４号）に指定する構造とする。 処理対象人員・処理水量・処理方式については，図示による。
2．マンホールふた	○MHA型　○MHB型　○縞鋼板（４．５t）　○標準FRP　○耐荷重FRP ※メーカー標準を除き全てボルトロック式とする。 鋼板製のふたについてはメンテナンスを考慮し，分割を検討する。取手付〔　標P－313　2．1．28〕
3．金物類	支持金物、ボルトナット、その他すべてステンレス鋼製（SUS３０４）又は，溶融亜鉛めっき仕上げ品とする。
4．ユニット型浄化槽の埋戻し	槽内に半分程度注水の後、良質土にて深さ１／３程度ずつ周囲を均等に突固め水締めを行う。〔　標P－317　3．2．1〕
5．標識の掲示	浄化槽工事現場に国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げること。（浄化槽法第３０条）
6．浄化槽設備士の立会い	浄化槽設置に係る各工程に，浄化槽設備士が立会い確認している状況を，写真に残すこと。
7．水質検査	浄化槽使用開始後４～８ヶ月以内に施主が水質検査を行った報告書を確認の上，その写しを監督員に提出する。（浄化槽法第７条に基づく検査）

⑪空気調和工事・換気工事・排煙工事

1．設計条件		外気		室内 一般系統		室内（　）系統	
		温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）
	夏季	３４．４℃	５８．８%	２６．０℃	５０　%	℃	%
	冬季	３．３℃	５１．１%	２２．０℃	４０　%	℃	%

2．煤煙濃度計	電源はバーナー電源（2次）側より取出すものとして配管配線を含む。〔　標P－113　1．1．10〕
3．ばいじん量測定孔	○煙導の直線部に径８０φの孔〔　標P－112　1．1．9〕
4．煙道	鋼板厚3．2mm以上〔　標P－112　1．1．9〕
5．ダクト	風速（○低圧　○高圧１　○高圧２） ○アングル工法　○コーナーボルト工法（共板・スライド）〔　標P－175　～　184〕 フランジ部のダクト端折り返しは5mm以上とし、ダクト折り返し部の四隅にはシールを施す。〔　標P－192　2．2．2．3〕 厨房、浴室などの多湿箇所の排気風道は、その継目及び継手を外面よりシール材でシールを施し、必要により水抜管を設ける。〔　標P－190　2．2．1，図P－142，143〕 ※シール材：シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。〔　標P－176　1．14．2．6〕
6．フレキシブルダクト	建築基準法施行令第１０８条の２の規定により、不燃材料の規定を受けたもので、十分な可撓性と耐圧強度及び耐食性を有するものとし、空調用の場合、断熱材付のものとする。〔　標P－178　1．14．4，P－197　2．2．5〕
7．ダクトテープ	JIS　H　4160に準ずるアルミニウム箔（厚さ0．05mm以上）の片面に樹脂系接着剤を塗布した粘着性の高いものとする。 布製テープは不可とする。〔　標P－176　1．14．2．5〕
8．風量測定口	取付箇所（○送風機に近接した部分　○外気取入付近　○取付を図示されたダンパー近接部分） ※取付辺３００以下は１個、３００を超え７００以下は２個、７００を超えるものは３個とする。〔　標P－198　2．2．7．3〕
9．チャンバー	消音内貼を施す。〔　標P－198　2．2．7．1〕 ○SA・RA　○OA・EA〔　標P－178　1．14．5〕
10．配管材料	膨張管、空気抜管及び膨張タンクよりボイラへの給水管は、配管用炭素鋼鋼管（白管）とする。
11．機器類の基礎	パッケージ型空調機室外機　○防振パット○簡易防振（ゴム被覆ばね）○専用防振架台（ばね） 防振パットは厚さ15mmとする。〔　標P－185　2．1．1　図P－124〕
12．吹出口及び吸込口	原則としてアルミニウム製とする。〔　標　P－180　1．15．1～1．15．4〕
13．温度計	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。 ○温水ボイラの温水入口 ○空気調和機廻りの給気風道、還気風道及び外気風道 ○冷温水管寄せ（往）及び冷温水管寄せ（還）の各還り管〔　標　P－180　1．14．11〕
14．瞬間流量計及び流量測定口	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。　○瞬間流量計　○流量測定口 ・冷凍機の冷水出口　・ボイラ又は熱交換器の温水出口　・冷温水管寄せの各送り管 ※測定用タッピングは３２φピトー管流量計用とする。〔　標　P－55　2．3．7〕
15．膨張水槽の保温	ロックウール保温板（２号）２５tを使用し、外装はステンレス鋼板０．３tとする。〔　標　P－80　〕〔　標　P－84　3．1．4〕
16．風道フランジ部の保温	フランジ部は保温材２枚重ねとする。または，フランジ高さ＋１０mmとする。〔　標　P－87　〕
17．換気方式	●第１種　○第２種　○第３種
18．パイプフード	●深型　○浅型　●ステンレス ○着脱式防虫網付き（メンテナンス可能箇所）　○ガラリ付き（メンテナンス困難な箇所）
19．パッケージ型空調機	屋外機カバー（○要　●不要）　材質はナイロンターポリン０．３４tとする。 耐塩処理（○要　●不要）　JRA耐重塩仕様 （日本冷凍空調工業会標準規格）（JRA９００２－１９９１）（空調機器の耐塩害試験基準）
20．耐震支持	吊り長さ６００mm以上の機器は耐震支持を取る。ただし，軽量機器は除く。

12．保温工事　〔　標　P-80，監　P-288〕

1．保温仕様	保温材，外装材及び補助材の材料仕様は，標準仕様書による。〔　標　P－80表2．3．1〕 管及びダクト類の外装材は図示によるものとし，保温材は図示がない場合は以下を標準とする。 給水管，排水管，消火管，冷水管，冷温水管　：ポリスチレンフォーム保温材 給湯管，温水管，一般ダクト　：グラスウール保温材 防火区画等貫通個所，蒸気管，排煙ダクト，煙道　：ロックウール保温材

⑬各種試験，調整

1．給水設備給湯設備	（1）給水装置に該当する管は、水道事業者の規定圧力。ただし、最小〔鋼管１．７５MPa（１７．５kgf／㎠）、ビニール管１．０MPa（１０kgf／㎠）〕とする。 （2）揚水管、圧送管は当該ポンプの全揚程に相当する圧力の２倍の圧力。〔最小０．７５MPa（７．５kgf／㎠）〕 （3）高置水槽以下の配管は、静水頭に相当する圧力の２倍の圧力。〔最小0．７５MPa（7．５kgf／㎠）〕〔　標　P－78　2．9．3〕 （4）器具取付後の水圧試験　・住戸内給水管（但し、水道メーター以降とする。）〔0．７５MPa（7．５kgf／㎠）〕 （5）飲料水用タンク設置の場合端末において遊離残留塩素が０．２mg／L以上検出されるまで消毒を行う。（1m3に付き2cc〔10%希釈液の場合〕）〔　標　P－55　2．4．1〕 （6）水圧試験の保持時間は最小６０分とする。
2．消火設備	消防用設備等試験結果報告書の記入にあたって行う。消防用設備等の機能等についての試験基準に基づく外観試験及び性能試験を行う。〔　標　P－79　2．9．5〕
3．ガス設備	（1）気密試験及び点火試験とする。 （高圧側１．５６MPa、低圧側８．４kPa以上１０．０kPa以下又は供給事業者の規定試験）〔　標　P－292　3．2．6〕 （2）点火試験は，管内の空気を除去して行う。〔　標　P－288　2．2．6〕 （3）給湯器と接続されているガス管の気密試験については，給湯器直近のガス栓を閉めて上記（1）の気密試験を行った後，給湯器直近のガス栓を開いて５．０kPa以上の圧力で再度気密試験を行うこと。ただし，供給事業者の配管気密試験規定圧力が５．０kPa以下の場合は，２回にわけて気密試験を行う必要はない。
4．浄化槽設備	槽の水張り、配管、各機器の操作試験を行う。 （満水試験・・・２４時間後第三者の立会い写真を工程写真に表す。）〔　標　P－315　2．2．2〕
5．空調設備	（1）冷媒配管は配管接続完了後、「高圧ガス保安法」等に基づいたメーカー指定の方法により気密試験を行う。〔　標　P－78　2．9．2〕 （2）各種機器調整及び風量、風速、騒音、温度、湿度の測定等。〔　標　P－226　2．3．1〕 （3）自動制御設備の総合調整を行う。〔　標　P－226　2．3．2〕

上記試験、調整状況の写真を撮影すること。

訂正	年　月　日		〈県知事登録〉第　1-25-229　号　TEL（0986）72-2182(代)　FAX（0986）72-2185 （有）　永吉建築設計事務所 管理建築士　1級建築士〈大臣登録〉第84575号　永吉　正	製作年月日 年　月　日	工事名称 曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事		設計番号	図面番号
	年　月　日			担当	図面内容 空調設備　特記仕様書	縮尺 NO.SCALE	整理番号	M-01
	年　月　日							
	年　月　日							

空調換気機器表

記　号	名　称・仕　様	電　源	消費電力	圧縮機出力	台	設置部屋名	参考型番
	除湿機　床置型	100V	300/330W		1	倉庫	CD-H1814
							（コロナ）

型番は参考とし、同等品以上とする

訂正	年　月　日		〈県知事登録〉第 1-25-229 号　TEL(0986)72-2182(代)　FAX(0986)72-2185 （有）永吉建築設計事務所 管理建築士 1級建築士〈大臣登録〉第84575号 永吉 正	製作年月日　年　月　日	工事名称　曽教26-42末吉総合センター倉庫増床工事	設計番号	図面番号
	年　月　日			担当	図面内容　空調設備　平面詳細図　縮尺 1/50	整理番号	M-02
	年　月　日						
	年　月　日						